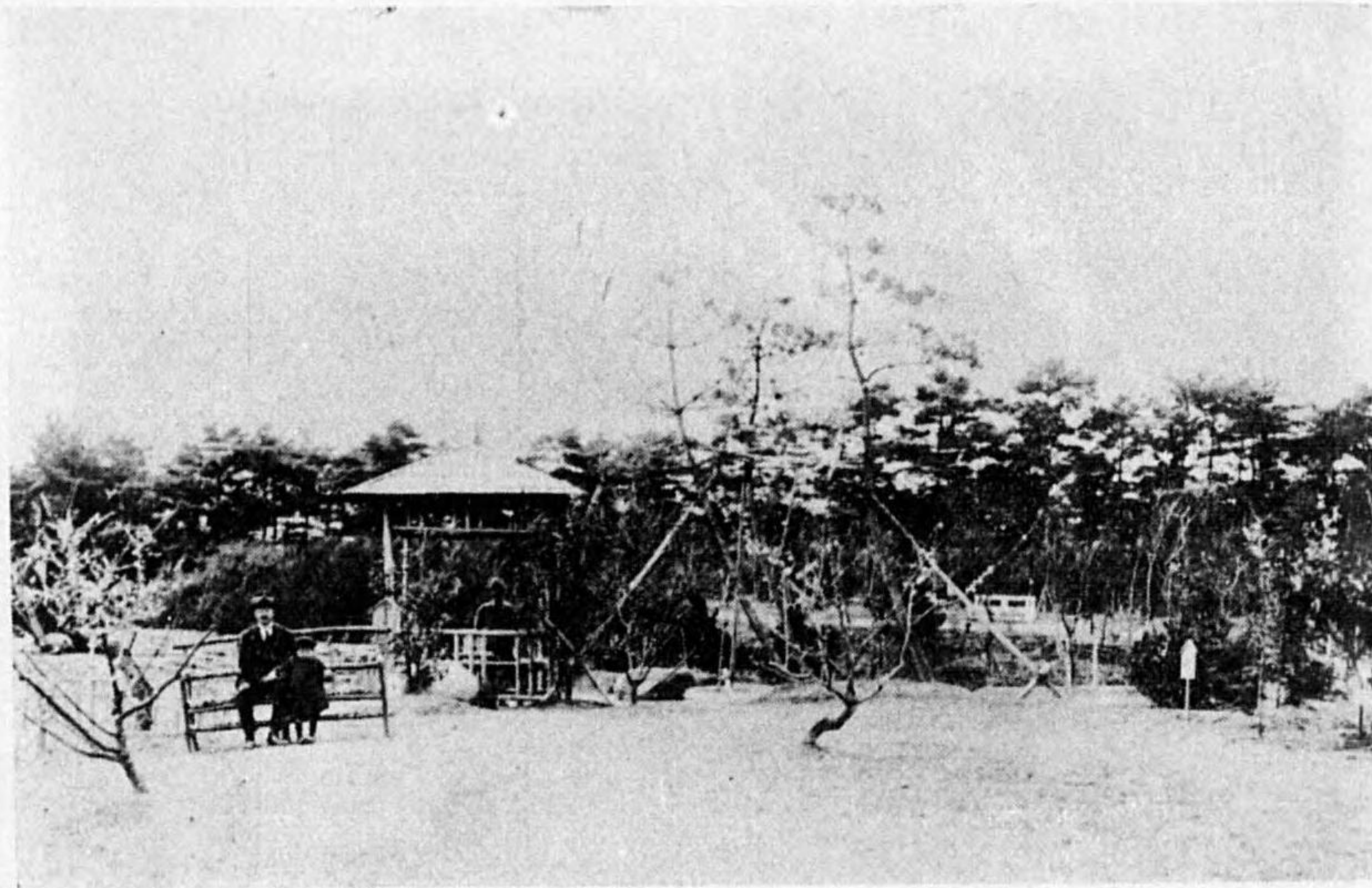
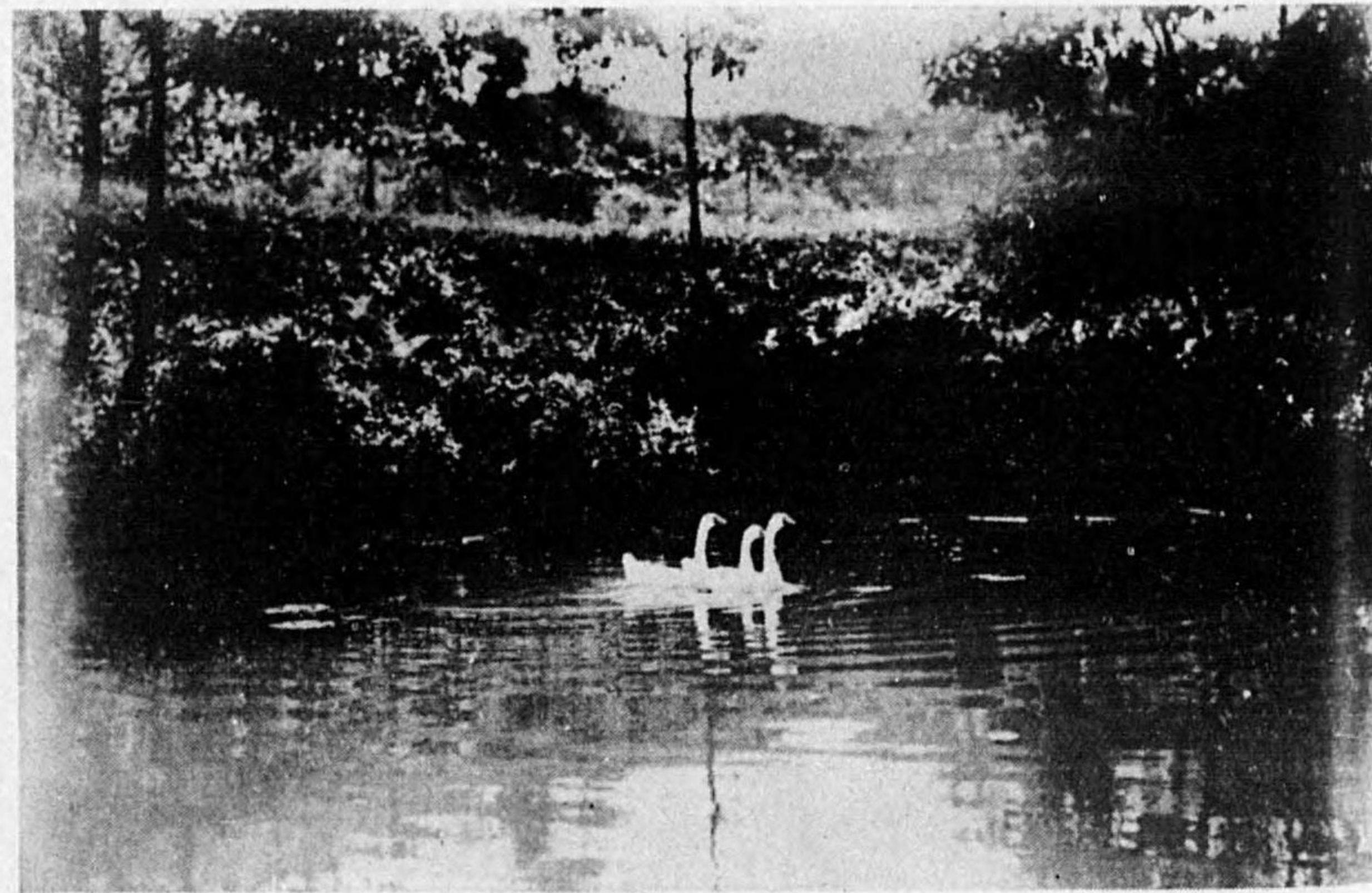


つて居なかつたことが、痛く私の心を動かした、此の門に入る者は一切の望みを捨つべしと言ふ厳しいテストに合格して入院を許可された、健げな生活者達の眞摯な勤勞が目に見える様であつた。私は此の見學に教へられて、そのあとで此の種の病院を二三見た、然しそれとこれとは、遺憾乍ら同日の比ではなかつた、神を對照した者の勤勞―捧げ切つた心の動機が、斯く万物に照り榮えて、此の世の悲しい牢獄を替へて樂園となしつゝある奇蹟を、まのあたり見せつけられて私は驚嘆した、陽が傾いてから三里に餘る道を徒歩で裾野に下り乍ら、私は私達の院もアンナニと繰返し思つた、然し何よりもそのために、私共の準備してかゝらねばならないものは、院兒と共に私共の心の用意であろう。山の中にかくれた、アノ病院がアノ病院の持つ實質以上に私を動かしたのは、アスコに往む人達の、親切と誠實と敬虔とが、私を魅了したことに依ることも言へやう。

私達の院を綺麗に修飾すると言つても、土地の持つ一切に下手な人工を加味すると言ふのではない、必要がない限り、一本の草でも一匹の虫でも殺しはしない、そのまゝに美くしい林や立木、丘や傾斜は出来るだけそのまゝにして置きたい。庭は實用を主としたく思ふ、見て樂むと全時に、何等かの實用を一方で兼ねさせたく考へて居る。然し繰返して書添へるが、院の庭園が一つの統一を持つた庭として、完成さるゝまでには尙十年を要するであろう。院が特殊な目的を以つて創設され、特殊な事業を遂行して居る限り、庭園にも他では必要のない様な設備や、折角の理想を曲げねばならない様な、矛盾も隨所にある、然しそれ等の目障りを越えて、その先に私共の苦心や工夫のあるところを看取して頂かねばならぬ。



庭園 (其一) 日向ヶ丘光風亭



庭園 (其二) 翠ヶ池



## 家畜及家禽

最初に私共は鳩を飼つた、其頃關西では傳書鳩が流行して居た、院には誰れも鳩を飼ふた経験ある人は居なかつた、話しを聞いたたり本を読んだりして、信書の往復にこれを使ひ切るまでには随分長い間かゝつた。未だ馴れない中に買つて來た鳩の戸を開けたり、雌雄の區別がどうもつかかなかつたり、或ひは折角孵化した雛を無暗に可愛がり過ぎて死なしたりして、幾度となく失敗したが、然し程なく鳩に教へられて、とうとう鳩を飼うことに成功した、それから私共は小鳥を飼つてしくじり蜜蜂を飼つて失敗した、當時飼鳥と言ふ様なことに就て、世間では未だ意を拂つて居なかつた、殊に洋鳥の飼育に就ては私共に何んの智識もなかつた、紅雀や金腹、十姉妹や文鳥を、高價な籠に入れて、夜も晝も屋外の廊下に吊るして凍死させたことなどは、今から思ふと全く無謀である。或る日曜の出來事であつた、恐らく晩秋であつたらう、山蜂の襲撃を受けて折角の蜜蜂が、どこかへ逃げて仕舞つたと言ふ報告をもたらして助手が私のうちへかけつけたのは午后であつた。當時養蜂界の權威であつた東洋黄金種と言ふのを、春高いお金を出して名古屋から引き、どんなに注意深く世話をやいて來たのであつたらう。それまで助手は覆面して、敵襲から蜜蜂を擁護したのだと言ふ、驚いて現場にかけつけたら、働蜂の僅か、癩瘡を死守して居た、彼我幾百と言ふ犠牲のむくろがいたまじい戦跡を物語つて居た、何よりも然し私は蜂の行術を探さねばならない。今なら私は未だ方法があつたと思ふ、ともかく蜂の目標になりそうな立木や森を、陽が暮れるまで探し歩いた、探しあぐんで日が暮れて申譯けのな



いことをしたと思つたときには全く泣きたかつた、其後も機會を作つては注意して探したが、逃げた蜂はどうも見付らなかつた。採蜜器や巣箱が今も尙そのまゝで農舎の屋根裏に、塵にまみれ乍ら、私共に力の歸へつて来るのを待つて居る。

保護教育をやつて居るところで、家畜や家禽を飼養して、之に成功した、めしは少ないときいていた、農業學校や獸醫學校の様に、専門に家畜を飼養するところであつても、眞に家畜の飼養に成功すると言ふことは、極めて困難である、日本人位人間と家畜とを峻烈に區別立て、家畜に愛護の精神を缺いた民族は少ないであろう、家畜は賤しいもの、下等なもの、汚たないものと言つた様な精神が、一つの傳統を持つて私共の心に喰ひ入つて居る。日本人は本當に家畜を知らないものだと思ふ。私は此の一事に就いてだけでも、此の稿の全部を埋める位かきたいのだが、事情が許さないから簡畧する。私共はいかに家畜を待遇せねばならないかと言ふ問題は、引いて私共の住む世界を、濫かく美しく、潤のあるところのものとする大事な動機であると思ふ。昨秋大阪に狂犬豫防週間が施行されたとき、いろいろなポスターが各所にはりつけられた。狂犬は宣傳の如く恐ろしいではあろう、然しあのポスターの下詞な文句は一体何んであろう、私はそれを此處に登載するに堪へない、あんなにまでして、いとゞ枯渴した大阪人の心情を、更に荒廢せしめねば、狂犬の豫防は奏効しないと言ふのであろうか。野犬と狂犬とを區別し得ない素人に、犬に對する恐怖と増悪を徒らに喚起させた以外、アノ宣傳が何んの役目を果たしたであらう、搖籃で幼き日の魂ひに、深く刻み込まれた動物への親善が、此の暴露された現實に晒されて、虚偽の教養として枯渴し去る皮肉を、識者は何んと見るであらう。

煤煙と塵埃で草木さえ育たないと言はれて居る大阪に、よし野犬でも生命あるものが被養されて、ソッコ、を歩いて居ると言ふソレ自体が、考へ様に依つては大阪の誇りであり、大都市の詩ではないか。先年一人の婦人が、飼ふ者の無い猫や犬のために、毎夕中ノ島に餌を運んで居ると言ふ新聞の記事を讀んで、そのやさしい心情に私共は感嘆した、和尚良寛が蚊や虱に、生血を供給した様な氣持ちに、私共もなれないものであろうか、乳幼児の死亡や捨兒が、全國一だと言つて、さわぎ立てられて居る大阪の裏面が、單なる醫治や衛生の改善、兒童相談所や方面委員の活動位いで、救濟さるゝ筈はない、もつとつき進んで考へられねばならない根本な問題が、閉却されて居る様な氣がする。言ひ過ぎるかも知れないが動植物を眞に愛護することを知らない人の生活には、潤ひが少ないと思ふ、動植物を愛護しない社會は、なんとなくよそ／＼しい。自分の子を保育する様な親切と思ひやりとがあつて、初めて家畜の飼養は成功する、折角飼養した動物が、死んだり殖ねなかつたりしたら、そこにはきつと無理や手落のあることを氣付かねばならない、心して彼等に接すると、多くの言葉やいろ／＼の動作を以つて、私共に語りかけて居るのをきくことが出来る、結局家畜は家畜に教へられて飼養す可きものだと思ふ。

現在の豚舎が建築されない以前、私共は吹き晒しに柵をして、堀立小屋で澤山の豚を飼つて居た、丁度その近所を土工して居た頃なので、日に幾度となく豚舎の前を往復して居た、或日おそろしく豚が唸つて居たが、發情したのだと思つて別々に氣にも止めなかつた、豚舎が餘り汚れて居たのでその後二三日して、糞を持つて行つて入れさした、ところがその中の一頭が、しきりに糞をくわえて行つ



ては豚舎の隅に積んで、哭いて居た、變だと思つて這つて行つて見ると、うだらう、數頭の胎兒が、未だ臍の緒も切らずに凍死して居た。濟まなかつたと思つた。その所作がいかにも哀れで、並み居る少年の哀愁を誘つた、私共に注意と經驗とが足りなかつたのだと思ふ。遂ひ二十日程前のことである、



養

豚

專修生が皆な來て豚が病氣だと言ふ、助手もそれにつけ加へて、鼻の色が變つていと言つた、四五日前から碌々餌もたべないでねた切りだと言ふ、私は困つたと思つた、死なない中に屠殺したら或ひは食用に堪へるかも知れないと考へた、兎も角豚舎へ行つて見た、私は黙つてじつとそれを見つめた、どうも病氣ではないらしい、其中に腹が妙にところぐ激げしく起伏するのが目についた、事務所へ歸つて來て私は、豚が近くお産すると言つた、それから急に、い、餌をやつたり敷藁を換わたりして、毎日待つたが仲々産まなかつた、私は若しやまらがえではなかつたかと思つて、強く言ひ切つたことを怖れて居たが、それから一週間あまりして、可愛い、子を十二頭出産した。なんば素人でも豚が腹が大きい位いなことはわかりそうなものだが、平素丸々と太つて居るだけ、それが容易には判斷出来ない。

若し私に經驗と直感とがなかつたら、急いで豚を屠殺したかも知れなかつた、ヒョコを孵化しても鳩を飼つても常に心して、彼等に聞くことが大事である。

十三の博愛社を見學して教へられたことだが、K夫人に直接うかづた話だから間違ひはない、K夫人は動植物が大變お好きなようだ、夏になると御自分で澤山の蠶をお世話なさる、社内にあるいろく鉢物や草花は、皆な一本から殖されたのなそうだ、雞や兎を飼はれるにしても、決して最初から澤山を買ひ込まれはしない。夫人に飼はれて居る猫があるが、此處では一般の家庭の様に、猫のお茶碗と言ふのは無いのだそうだ、食事の時に猫も一緒に食卓に就いて、夫人と同一なお茶碗から頂き、同じお皿からお菜を引張り合ふのだとお仰つた。千人に餘る薄倅な兒童を、保育薫陶して營々三十年、寸刻も倦むところの無つた裡にかくれた聖心の一面が、此の一時からでも窺われる様な氣がして忘れられない。

院の畜舎に就ては見て頂く様なものは一つもない、豚舎も雞舎も、古材やあり合せの木材を集めて、助手と生徒が建てたので、營造物として建築台帳に載る様なものではない。

蜂にも小鳥にも失敗したが、然しそれにこりず私は、豚や雞や鶯や鶯鳥などを飼つて見た、十頭餘りの豚と百羽に近い雞が家畜の主なもので、此の外に犬や雞、小鳥、兎、モルモット、鳶、ホロホロ鳥などが居る、手易く得られる限りの鳥獸を、出来るだけ澤山飼養訓練して見度く思ふ、尙溜池や泉小には、澤山の鯉や鮒や金魚を放飼して居る。嘗て保護事業にはむづかしいとされて居た家畜の飼養に、私共は斯うして曙光を見出しかけて居る、一つには社會一般に動物愛護の精神が普及した事の反映だ



とも言ひ得やう、只に私共のみならず、各所の保護教育所が、近來易々として家畜の飼養の或程度の成功を見せて居るのは、誠に面白い現象であると思ふ。要は指導の如何にあるのであらう、第一好きだと言ふことが大事だ、動物が可愛くなければならぬ、必須な條件は只それだけだと思ふ、あとは動物が人を教へるであらう。保護教育に於て家畜飼養の成否は、數を殖やしたり澤山の収益を擧げたりすることではない。その点は牧畜業と嚴に區別せねばならないと思ふ、單にそれだけを以てして成功と呼ぶなら敢て難事ではないであらう、いかに繁殖し、いかに収益を潤澤にしても、若し家畜と之を飼養する兒童とが親密を缺く様なら、保護教育に於ける家畜の飼養は失敗である。保育事業の要訣を説いてスタンレーホールが、自然と一つになる子供は幸福だ、子供と一つになれる教師は光榮だと言つて居る、此の精神で少年に家畜を飼養させたい、技術で家畜を飼はしたくはない、どこまでも心でと思ふ、出来るだけ家畜は生徒任せにしたい、然し全々任せ切りにして仕舞ふと、きつと弊害が發生する、任せて然かも絶えず留意することが肝要であらう、動物はどんな風に世話せねばならないのであるか、と言ふことに就ては、折にふれて反復教へ込む必要がある、豚がかむとか汚ないとか、トンビが掻くとか犬が吠わると言つた様な、先入思を先づ捨てさす必要があると思ふ、こちらの心がまね一つでどんな癖の悪い牛馬でも、決してむやみに危害を及ぼすものではない、竹の先きで蛇をあしらす様な態度で家畜に接したら、決して家畜は人に親しまない、こちらが先づ彼等に許してかゝることが大事だと思ふ、かまして見るが、吠わさして見るが、本當に家畜を知らないために、恐怖仕過ぎて、却つて仲違ひになる様なためしの方が遙かに多い。無論家畜は温良だと言つても、良心も

智慧も有る筈はないから、根氣良く馴致することが肝要である、教へると妙に家畜でも解るらしい。時々柵外に出た豚を、生徒が竹や棒を持つて追ひ廻わして居るのを見付ける、何をして居るのかときくと、豚が逃げたから小屋に追ひこむところだと言ふ、あちらでもこちらでも喚めき立てる、毆る蹴る物を抛る、そして豚は愈々荒れる、生徒はもて餘して此の豚は言ふことをきかないと言ふ、そんなとき私は先づ皆に棒切れを捨てさす、そして教へる、豚は子供と全じだ、未だ生れて三年とは経たない、學校へも行つて居ないしイロハも知らない。畑を荒してもバケツをひつくり返しても、自分のしたことには就ての是非はわからないのだ、いちめてはいけない、おどしてはならない、誰か一人でいゝ、親切に教へるのだ、竹や棒を持つて喚めき立てられたら、氣の弱い者は人間だつて面喰うであらう、まして豚があつちでもこつちでも、毆られたり蹴られたりしたら、どうして、のかわからなくなるのが當り前だ、やさしくさとして親切に教へて小屋に歸らすが、家畜は叱つて教へ込むもの、様に、見聞してきた間違つた社會の常識を、こうして生徒にさとして居る。雞でも驚でも院では、決していちめさせない、然し次々と這つて來る生徒に、此の精神を徹底させることは困難である、然し家畜を教材の一つとして飼養する限り私共は、どこまでもこの精神で始終したく思ふ、かうしてこまかく院の養畜は、順調に繁殖して來た、何よりも彼等が人におじけな態度を見て頂き度い。往々くは、農園に澤山の禽獸を飼育して、小さいな動物園の様なものを作つて見たいと思ふ、今年は何鳥を孵化する豫定である、山羊を土山學園から送つて頂く約束がついて、その到着を待つて居る。尙私共は進んで、院内に各種の和鳥を繁殖させて見たいと思つて、立木や森に巢を吊るした。學寮の



屋根に雀が巢を喰つても出来るだけ保護さす様注意して居る、セキレイが廳舎の屋根に巢を造つて年々殖ゑ、頬白が花卉園や葡萄畑で、毎年雛をかゑして居る。屠殺された豚や賣られて行く鶏、病氣で倒れた猫や兎のために、向日陵に家畜の墓地を作つた、日をきめて年に一度位、これ等の供養をしたいと話し合つて居る。

去年の秋猫のニイが病氣して、腰が立たなくなつたとき、〇先生がお子様のために買つて置かれた、ドライミルクを一罐持つて来て下された、ニイの好きそうな魚や煮物を持つて来て下さる先生方もあつた、生徒は毎日イナゴやネズミを捕つて来て猫をよろこばした、日なたぼつこをさせたり、歩くことを教へたり、なんとかして恢復させたいと皆が思つた、然し寒くなつて衰弱して、とうとう癒らずに死んで仕舞つた、ニイはジョンと仲善しで農園での愛嬌者だつた、ニイが歿くなつた當時は朝夕なんとなく事務所が淋びしかつた。ニイに變る可愛い小猫があつたらせひ一匹欲しいと思つて居た。ところが遂ひ二三日前官舎に迷ひ込んだと言つて或る先生が、黒味の勝つた實に見すばらしい瘠せ猫を農園に持ちこんだ。病氣で捨てられたのであろう、のどのおできから膿が流れて、腹さへふとければ、晝も夜もねてだけ居る、然しどこかで大事に大きくされた者らしい、生徒が事務所の前に整列すると、まぶしい目をしばたき乍ら、頭をすりに行く。ヤア汚くない猫と言つて皆が笑つた、腹に虫が居ると言ふのでチモールを頓服させた、専修生のSが飼はして欲しいと申出たのでSの猫にした、来て未だまがない。毛を洗つたりおできの手入れをしたりしてやつて居るが、Sの親切が果して此の猫を蘇生さすかどうかは未知數である。留岡幸助氏が著書自然と兒童の教養の中で、人よりも家畜が少年を

教化すると、言つて居られる、實に心して聞く可き言葉であると思ふ。院で初めて雛を買つた年には、これを育雛するために、私が二百羽餘りのヒヨコと二十日餘り起居を共にした、その翌年之等を母鶏としてほゞ同數のヒヨコを數回に孵化したが、その世話は皆な生徒がした、母鶏が育雛に専念する様を目撃して感嘆した生徒の一人が、先生私共も小ひさい時には、こんなに大事にして貰つたのでせうかと言つて私にきいた。愛されたこともなく、愛したこともないと、考へて居た一個の生命にとつてこのことは大きな發見であらねばならない。翻然として父母の懷に歸つた少年は、今尙郷黨の模範として本院教養の精神を活かして居る。

### 建物 及 農具

農業をするには相當な建物が要る、思ひ付くまゝを列擧して見ても、事務室、農具室、收納舎、雨天作業室、肥料舎、堆肥舎、畜舎、禽舎、飼料室、農夫舎、溫室、溫床、など枚擧に遑がない、然し農業は建物がなくとも亦出来ないことは無い、有れば有る程便利だが無ければないで差支へないのが農業だ、農業位融通とまに合せの利く實業は尠ないと思ふ。院では一万六千坪に餘る敷地を管理して居乍ら農場のための建物は僅かに二十八坪しかない、そしてその大部分は農具室と物置きだと言つてもいい、之れで充分なのではない、私共は仕方なくそれをいろくに使ひ分けて居る、だから建物に就ては何も語る資格はないと言つてもいいであらう。最も困るのは農具の整頓と整理である、特に悪用すれば立派な兎器となるものが大多數なだけ、此の管理には骨を折つて來た、雨天作業所がないの



で、降雨の折には學寮前の廊下で、藁細工を課したり、或ひは時に教室に入れて農業に關する講話などをすることもある、雨天作業所はせひ欲しいと思つて居るが、關西は割方降雨が少ないので、兎も角無いまゝでまに合つて來た、立派な畜舎や美くしい禽舎、せめて物置きと收納舎位は欲しいと思ふ、一万坪以上の耕地を持つて、百名内外の生徒に、組織的に農業を課するには、先づ前記した建物はあるのが普通であらう。

農具は一通りそろつて居る、院の農場で最も完備して居るものは農具であらう、園藝一般に使用さるゝ農器具で、無いと言ふ様なものは先づない。生徒を圃場に連行して、一人も之を、自由に行動させることが出来ないと言ふ特殊な事情が、勢ひ同一な農具を多數に備へ付けることの、やむなさを生ぜしめた、此の点で農具だけは融通が利かない。六七十名から百名に近い生徒が、毎日出場すると、紛失や破損もないではない、數の中には態ざと壊す様な不心得な者もある、土地が堅いので小石が多いので消磨もする。農具は然し大事に使はして、綺麗に洗はして、きちんと整頓する様にやましく言つて居る。大事なことだが、農具尊重と言ふ念は、仲々養成し難い、然しどんな時でも洗はずに放つて置くと言ふ様なことは先づない。時々作業をした跡を見廻らないと、鍬や子杓唐鍬などを忘れて歸る者がある、これは然し指導者の手落であらう。理想を言へば農具當番の様なもの置いて、それに責任を持たせて農具を出納させたい、然し現在のところでは監督が手不足だから、そこまではまわり兼ねる、それに僅か十二坪の農具室に、家畜の飼料や金肥、藁や植木鉢などまで、貯藏せねばならない。雨が降ればそこを雨天作業の一部にも使用する。だからいつもきちんと綺麗にして置くと言ふことは仲々むづかしい、然し要は留意と努力にあるのであらう、可能なだけは整頓したい。

## 肥料及飼料

肥料は院内に於て、排泄廢棄さるゝものを出来るだけ利用し、つとめて金肥の購入をさせて居る。然しいかに豊富でも、下肥と堆肥だけでは農業が出来ない、故に磷酸と加里を補給する目的を以つて、僅かに金肥を購入する、窒素の過用が時に作物の組織を軟弱にして、病虫の禍害を招來するおそれがないではないが、頻繁に作付さるゝ大多數のものが、蔬菜である故、出来るだけこれを利用することにつとめて居る。堆肥は院内に繁茂する下草や、雜草、塵埃、庖厨の残渣など、いやしくも腐熟して以つて肥料となし得るものは、之を集めて屋外に推積する。土地が瘠薄堅密なので、堆肥は幾らあつても足りない。

飼料も殘飯や殘菜を主として、その不足だけを購入することにして居るが、殘飯は夏季に多く秋冬に少ない、最も殘菜の多い夏季でも、十頭の豚と百羽に近い雞は養はれない、豚には米糠、雞には混合飼料に、更に各種の糠粕や無機質飼料を混じて給與して居る。飼料は之を何如に配合し、いかに經濟的に購買利用すべきかに就ては、相等意を拂ふ可き問題であると思ふが、専門に入り過ぎるから省畧する。



## 帳簿及雜報

備付の帳簿として、農園日誌、農具台帳、動物飼育台帳、動物異動報告簿、物品請求簿、物品修理申立簿、備品台帳、消耗品受拂簿、生産品送致簿、などがある、農園日誌は年月日氣象部名行事勞力進度消耗品生産品備考などが記入し得る様出來て居り、日々院長及課長の檢閲を受くることになつて居る。此の他に週報があつて、週間の報告と作業の豫定を、毎月曜日に提出する。作業は出來るだけ此の豫定に準ずる様に努めて居るが、降雨や其他の事故に依つて必ずしも完全に進捗すると言ふわけには行かない、今週はどんな仕事があるかと言ふことを豫想して頂く程度に過ぎない。それ等は院長の檢印を受けた後、他の科と共に、教官室に貼り出されて、一般の職員に見て頂ける様な組織になつて居る。

農場と言ふ様なものを、小ひさい乍ら、一つの獨立したものととして管理して見ると、矢張り幾多の複雑な事務が次々と輻輳する、生徒と戸外で勞働を共にする以外に、帳簿を記入したり、日誌をかいたり、豫定を立てたり、次に作付する作物の肥培や性状、剪定や整枝、病蟲の豫防驅除などに就て調べねばならなかつたりして、仲々一通りではない。農業は漫然としても經營して行けるが、然し細心な注意と絶わざる工風が大事だ、終日戸外で何かして居ることのみが勤勞ではない、古聖が教へた晴耕雨讀と言ふ言葉を面白いと思ふが、少なくとも一つの事務を兼ねた百姓には、全々あてはめべくもない。そこは矢張り農夫や、耕やすだけで足りる百姓とは、區別されねばならない点であらうと思ふ。

## 結

## 論

此の問題に就て私は書き過ぎる程かいた、最初私はこんなだら／＼したものを書く意りではなかつた、だがこれだけ書いて結尾に入り乍らなほ充分だと言ふ氣はしない、殊に論旨が課題に副はなかつた点が多分な氣がする。然しどうせ私の貧弱な智識と浅い體驗と拙ない文筆とを持つてして、短期にこれ以上は望めない。書き足りなかつた点は次の機會を待つて補充させて頂きたいと思ふ、殊に農園を經營する上に於ての、經濟的な方面に就ては遂ひ觸れる機會がなかつた、然し私共は決してその方面の教育を輕視して居るものではない、特に浪費を意としない少年の多數に、土地でも材料でも出來るだけ節約に利用して、無駄を許さないと云ふことを教へ込むことの緊要を心掛けて居る、作業の手順や生徒を自由に手放して使役出來ないと言ふ事情が敷地のところ／＼に尙無駄を残しては居るが、日ならずして之等は整理さるゝであらう、學寮が改造されて捨てられた壁土や、炊事やストーブがら燃る粕として捨てられた石炭殻の様なものでも、節にかけて肥料や土質の改良に使用して居る。農園には然し未だ澤山の無駄があるであらう、私は將來に向つてそれを出來るだけ整理したく思つて居る、眞の經濟とは必要な支出を惜むことではない、無駄な施工や徒らな浪費をさけ得るだけさけて利用厚生を致すにあるものと思ふ、兎も角私共が此の事業に従事して得た私の體驗と實感と所信とを、可成り偽りなく告白させて頂いた意りだ、若し記事を更らに専門に進めて、農業に就ての研究や統計比



較などを記述せねばならないのであつたら、私はこれだけ書いたことの徒勞を笑はねばならない、私は然し徒らに理論や統計更らに他の書籍によりよく記述してある様な記事の重複と無稽をわざとさいた、尙折見出に揚げた『その教育的効果』に就ては一言も言及しなかつた、院の農業が少年の教化にどれだけ役立つて居るか、それが又どれだけ教育的な効果を擧げつゝあるかに就て私はわからない、不充分乍ら、私の記述して來た報告に依つて、その一般を推察評價して頂かねばならないであろう、作物や家畜はそのまゝで直ぐ統計づけられるがそれ等の飼育や耕種が私共の指導と相俟つて、少年の心情に及ぼす教育的な効果に就ては全く計上し難い、只斯うして來たこと、尙日に謙虚な心で子等と道を勵んで行く態度が決して無意義なことでないと言ふことだけは確信する。繰返して言ふが、保護教育所に於ける農業は未開拓であると思ふ、私共に残された荒野の限り無いことを思つて勵げみたい。農場は結局、道場でなければならぬ、私共の道場と言ふ氣持で子等と協力したい。土地を化して豊饒にし、生物を化育して以つて善き成果を收納すること、それ自体が自らの心を修練することだと思へたい、いつの年も然し願て收穫の思はしくなかつたのは、一つに農場を預る者としての私の責任である。多くを語つてその一つを全ふすることの出来なかつた自分を詫びて擱筆する。

學園の花壇に萌ゆる青き芽の春の陽を受け生ひ立つを見よ

人の世のならはしに似て紫苑花は倒れながらに花咲きて居り

天地の神の恵みに咲き出でしこの花園に蝶は群れ飛ぶ

なるせ たかし

## 木工科教授の實際

矯正院教官 千葉憲雄

### 木工科教授の趣旨

保護教育所に於ける木工科教授の趣旨は凡そ次の二項に大別することが出来ると思ふ。

- (一) 一般的な陶冶を重く視るものであつて、即ち心身の發達を計り、意志の陶冶をなし、審美の情を養ひ、尙進んで他日の實際生活に資せんとするものである。
- (二) 一面に於て心身の陶冶を計り、他面に於て實際的知識技能を習得せしめ、充分職業的基礎を得しむるものである。卒業の上は直ちに熟練工人たることは出来ないが、或期間見習工として技術を習熟したる上に於て、熟練工人として世に立つことが出来るのである。

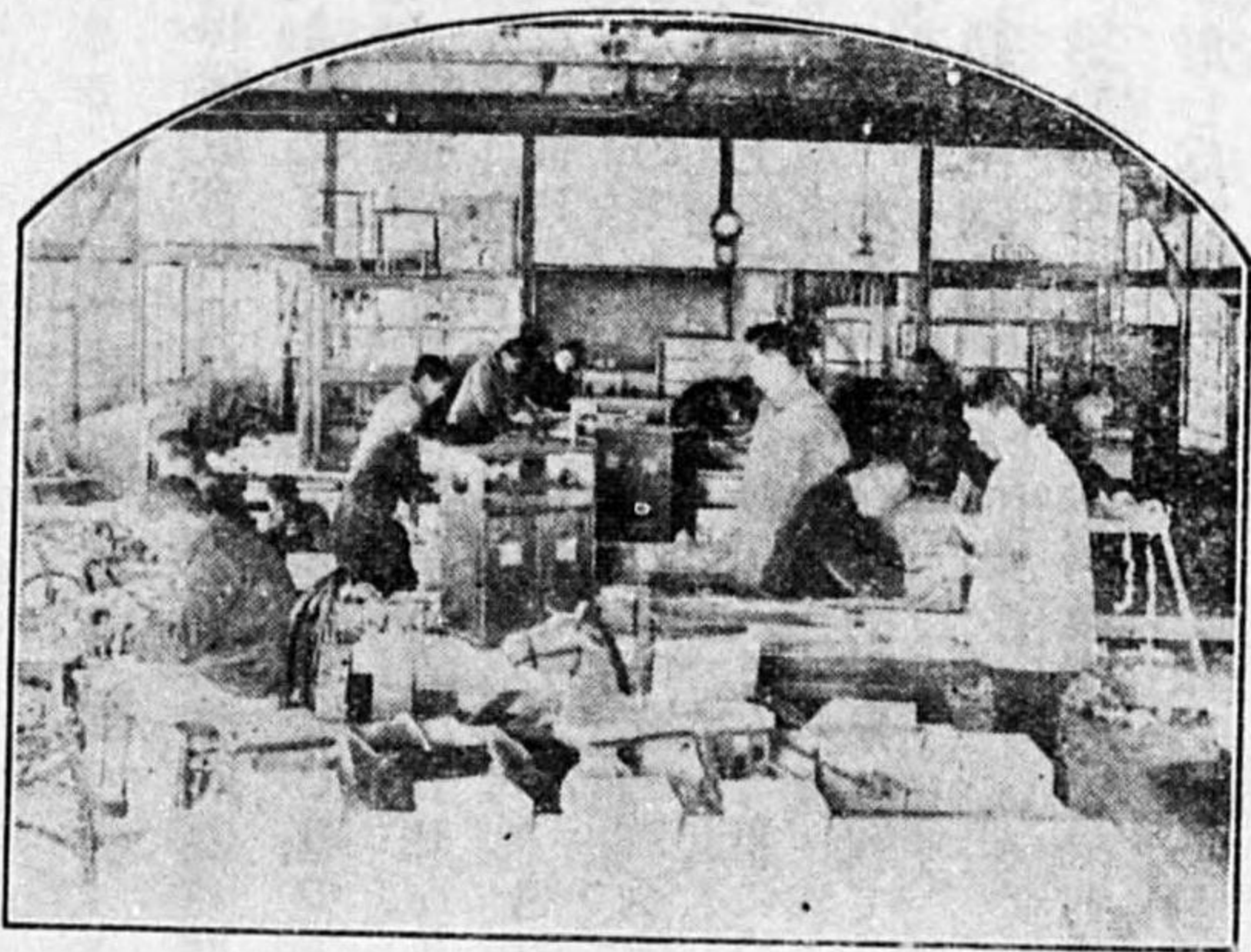
### 木工科教授の教育的効果に就て

勤勞主義に基けるもの

勤勞の習慣養成上本科教授の効果ある所以を考察せば凡そ次の三項に歸すると思ふ。

- (一) 好む處に従つて人を導くは、人を勤勉ならしむる良法である。兒童少年は手工的活動のために手指を用うる、これ實に兒童少年の天性にして木工は最も能く此の活動性を利用することを得ると思ふ。





木工科教室

人格陶冶に基けるもの

生産的作業は構成作業であり發表的教科である、發表的教科は此等の活動作業を主体として課せら

(二) 二人を勤勞に導くには、身體の運動と心の作用を一致せしむるを要す。即ちかゝる場合には自然に心身の勞逸が轉換せずして疲勞を覺ゆることが甚だ少ない。然るに手工的實習は、或は目的を確實に保つとか、或は改善を加ふるとかいうたやうなことに精神を活かし、且成功の愉快を期待して勞作するものであるから、極めて能く此の目的を達するに適して居る。

(三) 兒童少年をしてよく勤勞せしむるには、仕事に關し或度迄の自由を與へ仕事に對する興味を喚起せしむることが必要である、木工藝的作業は、兒童少年の天性に適するが故に、好んでこれに服し、又作業上の注意不注意、勵精、不勵精の結果は靦目前に現はれ來るが故に、この具體的の教訓は、兒童少年自らをして輕卒、放縱怠慢に陥るを防がしむるに足ると思ふ。

るゝもので、殊に木工は手を働かして生産的作業を營むものであるから意志を練るのに適した教科である。これ兒童少年が一の製作に没頭する時は確固不拔の意志を以て對して居る、故に製作構成上に失敗をする時は成功せずんば止まざる概を示して努力創作をなすものである。これ即ち兒童少年の活動性の然らしむる所で、個性は發揮せられ、人格全体は眞に陶冶せられる所以である。又物品製作は想像力、推理力、構成本力の働きに依るのであるから確實なる知能の範圍を擴げて行くことが出来る。又製品は美的表現を必要とするから彼等の意匠力を練るものである。木工の圖案は立体的で而も實際的に施すのであるから工藝圖案の應用的方面の基礎を養ふことが出来る。此外木工教授によりて秩序、清潔、忍耐、綿密、正確の徳を養ひ、勤勞を喜ぶ活動的創作的な人格を練ることが出来るのである。

教材に就て

木工科は工具によつて材料に加工する技術を主体とするのであるから單純なる組織にはいかない。技術を施すためには工具に制限され材料に一定の限度あり、工作法に種々の程度あり、製作品に種類と階段とがある。されば教材は製品、工具、材料、工作法のこの四要素から考慮するのである。

教材排列につきては最初は模放製作を多くし最後に近き程創作(工夫製作)を多くする小刀を主要工具として定規、コンパスを加へ、鋸、鉋、鉋、錐、槌を主要工具とし、鑿、定規類を補助工具とする。次に材料は薄きより厚きに、軟質より硬質に及ぼし、又接合材料として糊、膠、釘、木釘、木捻を配當し仕上材料として色付塗料、藥品、艶付料等を適當に配合する。次に工作法に於ても工具材料の使用法は勿論、特殊なる器物の製作法等其難易の順序を考へて配當する。又製作品も右の三點を考慮し



配當するのである。

### 製作品に就て

製作品其物は工藝堪能を得させる全部ではない。物品製作の動機と過程と結果につきて、考察する必要がある。即ち製作の動機として實用的趣味或は教材前後の關係から出發して、材料に就て、工具につきて、工作法につきて、其製品を作出する迄の過程中の教育的價值を考察し、尙製品の性質、用途、鑑賞等の知識的内容を整理して工作上の技術と共に内容知識を授けなければならぬ。教材を此意味に解釋するならば、製品即教材全部とすることは出来ない。然らば製品は如何なる價值を有つて居るか云へば、工作結果を豫想して其目的物を得んことを樂しみ、時に成功を急ぐものもある。此の最後の興味は此製品にあるが故に途中の困苦も忍耐するのである。然しながら生徒は尙此の外に途中の活動を欲求して居る。

### 木工の種別

木工を分ちて、簡易木工と普通木工とすることが出来る。簡易木工とは製作物を木材にて工作する謂であるから、材料は比較的軟かく小形のもので工具は主として小刀、鉋、鋸、鋸、槌の類を使用し、工作法も頗る簡易であるから接合には金釘付を主とし、時に木釘、竹釘又は糊膠付をすることもある。普通木工は通例木工と稱するもので、材料は硬質のもの、廣きもの厚きもの等を自由に取扱はしむるため、工具としても制限なく、必要に応じて木工具の使用に熟練せしめる。前者は材料工具、工作法、製品が比較的簡易なものである。

例へば木札、糸巻、柱掛、鉛筆入、筆立等である。後者は専門的技工を必要とするもので、製品は主として實用品であるから職業陶冶を計るには最も必要である。本科教授に於ては簡易木工を基礎として普通木工に進むを順序として居る。

### 正確精密の訓練

工作上の正不正は其の技術の優劣を判別することが出来る。工作は正確なる箇々の技術の集合したものであつて、此の正確なる訓練は教授上極めて重大なる關係あるものなり。次に必要なるは精密なる工作技術で、これも正確と同様に技術として訓練するのである。生徒はこんな面倒な仕事だと驚いて厭忌することがあるが此面倒な仕事に意志を傾けて正確に仕事をさせて、後成功の愉快を感せしめる事は製作訓練上甚だ肝要なことであるから漸次に修練して、眞に体得した技術として彼等に附與して初めて本科教授の効果が表はれたものである。本科教授の教育的効果甚大なりと雖もそは目的とするものにあらず改過遷善の一方法として課するのであつて工業學校等に於ける教育と同一に視ることの出来ぬは言ふまでもないことである。

### 製圖の價值

木工に於ける製圖の價值は極めて重大なるものがあるが、抑も製作に先だちて之が形狀寸法を吟味することの必要なるは、言ふを俟たざることなれども、本邦人に於ては由來圖面を作り、之に則つて製作すると云ふ考へは、之を歐米人に比すれば、途かに劣れるが如く其の家具、什器は勿論、建築物に至る迄大方製作者の腦中に之を畫くに止るから、到底微細なる點まで考へつくすことを得ない。此



點より考へても、我國に發明品や改良品の少ないのは、洵當然のことである。抑製圖は製作の第一歩であつて、形狀大きさは勿論材料の選擇や各部構造から其の仕上に至る迄の設計を含むものなれば、すべての科學的知識と綿密なる注意を要する。従つて此の場合に於て、最も能く能力の鍛練をなすことが出來、又其他の教育的價值も多く此の場合に發揮せらるゝのである。製圖は繪畫と異り製作の道程であつて所謂未成品であるから最後の仕上まで之をなさなければ實際上完成したものとは言ひ得ないのである。

### 製圖の教授

製圖は圖畫に於て授くる所の平面幾何圖法や投影圖法に連絡し主として實地製作に應用して其の技術の熟達せしめんことを期するものである。製圖は左項の順序によりて之を授けるのである。

- (一) 臨寫圖—圖を見て現寸、廓大、又縮尺して寫すこと。
- (二) 見取製圖—實物を見て圖を作ること。
- (三) 設計製圖—工夫考案によつて描かしむること等であつて、生徒の發達階段に應じて適宜之を課するのである。

### 工作法の教授

工作法は工具材料の實地使用の方面をも含み、本科教授の大部分を占むるのであつて、これを完全に授くるに、比較的適切と思ふ方法を記せば左項の如くである。

- (一) 實物模形を提出し、若くは教師自ら實地模範を示して、正確にこれを模倣せしむること。
- (二) 實物模形を示すことなく、單に製作圖を示し、全々これに基きて作らしむること。
- (三) 實物模形或は示範圖を放れ、専ら生徒自らの工夫考案によりて作らしむること等あるを要し、この方法の一を模倣工作法、二を臨圖工作法、三を創作法と名づける。右に述べたる方法は基本的のものゝみであつて、尙これ等の間に中間的の幾多の方法がある。即ち模倣工作法に於て或度迄生徒の工夫を加味せしむるもの、創作法に於て或度まで指導を與ふるもの、模倣法と臨圖工作法と合一したる如きもの等がこれである。

### 工具材料及工業常識養成に關する教授

工具材料の實地使用の方面は、製作の教授に附帶して教授することは前項記載の如くであるが、これが教授には工具の構造や材料の性質等に應じてこれを直觀或は實驗せしめて、確實にこれを會得せしむるのである。又本科教授に於て工業常識を養成せしむるためには、實際に製作し或は實地に取扱へる工具材料以外に、時に幾分範圍を擴げて社會の工業上特に本工藝に關係ある要項につき適宜教授するので、こは實物標本の觀察、工業、藝學校、實業工場、商品陳列所等の參觀によつて行ふのである。

### 木工科教授の管理

本科教授が道德上に及ぶ影響の大なることは前述の如くなるが、この道德的價值を充分ならしめ、



不經濟、不衛生に陥ることなく、却つてこれ等の方面に於ても良結果を得しむるため、實技の教授以外に、教室の清潔、工具材料の整理其他につき大いに注意を要するのである。

教室の整理

本科教室は普通教室に比し塵埃の起ることが多いから、常に室内空氣の流通を計るため、寒中、大風等の日を除く外は成るべく開放し特に作業後の掃除の際は必ずすべての窓を明け放して塵埃を一掃するのである。

清潔整頓

教室内に備ふる諸物品は夫々適當の位置に配置して、苟も濫雜ならしめぬ様注意をなし、廢物に歸したる木屑、研場の汚水等は必ず一定の場所に放棄せしむるのである。

工具の處理

工具所藏及取扱手入等其の宜しきを得ざれば徒らに損傷、散亂を來たし、これが出入及使用上に不便なるのみならず、經濟上の損失も少なからざれば、これが管理に細心の注意を要するのである。生徒實習用獨用具は各自の工具箱に收め、工具の名稱、個數を記入したる表を貼附し課業終始に生徒をして常にこれに對照せしめ、教師之を檢閲し必要に應じ適宜の注意を與ふるのである。

材料の處理

製作に用ふる材料は多種多様で、又その消費の量及消費に伴ふ効果は保存及び使用の注意如何によつて大いに異なるもので之れが取扱に多大の注意を要する譯である。

教授上の施設

教室

實習室(工作) 四〇坪

機械室 一五坪

材料室 九坪

塗工室 六坪

研場及便所 三坪

教師控室及入口 七坪

計 八〇坪

工具及各種器具 一八九七點 (總點數) 木工用機械 一二點

帶鋸機械 一、 納鑿機械 一、 木工旋盤機 一、 目立機械 一、

圓鋸及鉋併用機 一、 目立機 一、 糸鋸機械 三、(内一臺動力用外二臺足踏用)

足踏ロクロ機 一、 電動機(三馬力) 一、 (半馬力) 一、

標本及參考品

木材標本 三〇點 參考品(製作品) 四八點(生徒製作)

參考品(製作品) 一四點(寄贈品) 參考品 四〇點(購入品)

塗料及藥品 一 揃

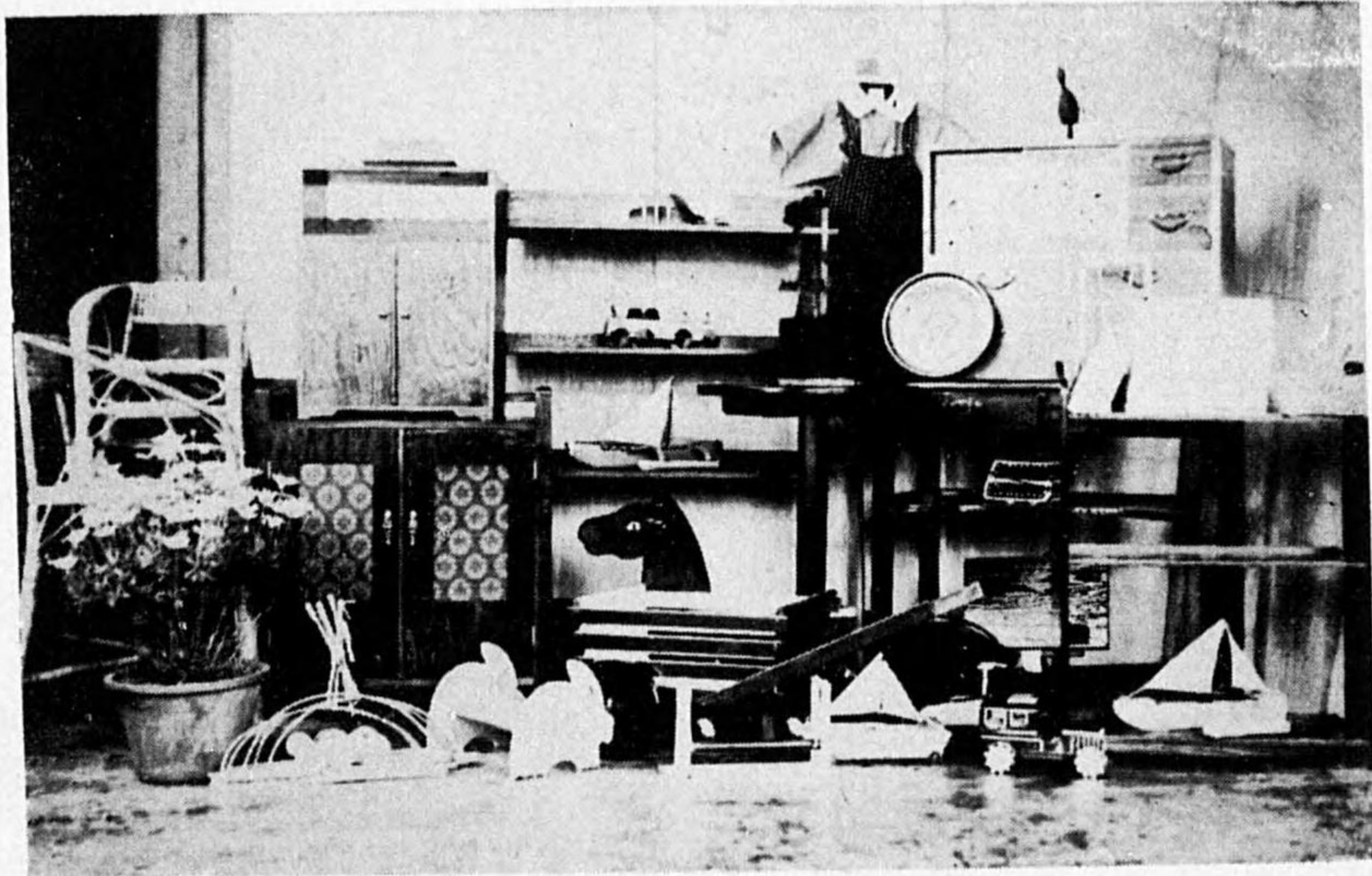
見學

家具製作工場、商品陳列所、工藝學校、職工學校等必要に應じて之を爲さしむ。



工具取扱保存心得

- (一) 總て工具を使用するには十分の手入を施し工具の性質に應じて大切に使用すべきは勿論平常の出入及保存上に於ても決して粗略の取扱をなすべからず。
  - (二) 鋭利なる刃物は特に缺損し易きものなれば格別に意を用ひ苟も其の刃先を他の堅物体に觸れしむるが如きことあるべからず。
  - (三) 故に鋭利を要する鑿及小刀類の如きは其の刃先に適當の鞘を製して被するを可とす。
  - (四) 鉋類は刃先を台面より少しく引込め置くを宜とす。又鋸類及曲尺の如き長さものにありては他物の壓迫を受けて撓彎し易きものなれば斷じて此等のことなき様注意すべし。
  - (五) 可成鋸にも鞘を作りて齒部に被するを可とす。
  - (六) 木製の定規類は平常使用するときには日光に曝らし或は水濕に觸れしめざる様注意すべし。
  - (七) 又保存し置くときは他物の壓迫等を受けしめざる様注意すべし。
  - (八) 尤も此等の工具は便利のため夫々區域を設けたる箱内に所藏すべし。
- 又工具の使用に於て嚴禁すべきは濫用と流用となり如何なる忽卒の際に於ても必ず一定の順序を守りて之を怠るが如きことなく或は小刀を以て錐に代用し三つ目錐を以て四つ目錐に代ふるが如き舉動ある可からず。
- 右心得を教室に掲示しこれを嚴守せしめ用具重尊の良習慣を養はしむるものなり。



品産製作製・藝園・刷印・工籐・工縫・工木



會覽展料資育教護保及賣即品作製生院  
月五年三和昭てに屋木白阪大



# 圖書教育に就て

矯正院教官 中川貫一

一

浪速少年院に收容せる者百十四名に就て其の入院前圖書に對する好惡を調べて見ると

好める者	六二名	五四・三八%
好まざる者	三七名	三二・四五%
何れともつかぬ者	一五名	一三・一六%
好める者	五六名	四九・一二%
好まざる者	五二名	四五・六一%
何れともつかぬ者	六名	五・二六%

といった状況であつて、嫌ひだつた者が約三分の一許りある。尙ほ趣味性の學科としての唱歌に就て同様調べて見ると次の様な數が示される。

右の中圖書唱歌共に好きだつたといふ者が三十一名で兩者とも嫌ひだつたといふ者が十九名ある。圖書を好まざる者三十七名の中唱歌をも併せて好まざる者實に十九名の多數に及んでゐる、此事實は趣味性方面に著るしき缺陷の存するにあらざるやを疑はしむるに足るものである。

圖書教育に就て



扱て此の圖畫の嫌ひだつたといふ者になると夫こそ如何にも性來嫌ひだつたと云ふ調子で、中々畫を描くといふ努力をせず、又何か想ひ浮べ様ともしないのであつて、全く畫に就いては無關心といった様な態度で、何等自己開拓の努力反撥心を起こさないのである。

斯の如き場合強ひて課題に就て描かすといふ事も無意味であるから、其の時は教室の窓より見ゆる景色なり或は木一本なり、又は軒端に見ゆる一枝なりと描く様指導するのである。即ち直接自然の印象感受へと導くのである。勿論最初は技巧も何にも判らないが、併し觀た儘のものならばどうにか形を描き表はす事が出来るのである。

最初如此にして兎も角一枚の畫を描かせるといふ事は、種々の意味に於て最も大切な事なのである。一度如此にして經驗を得れば次回よりは自發的に教室より見ゆる風物を何とか工夫して畫く様になり、回を重ねるに従つて畫に對する趣味も湧いて來て、教室以外に於ても畫を描いて見るといふ者も出て來るのである。

夫から一般に入院當時はどんな畫を描くか云ふと、夫は入院前の生活と關係の深いものや、或は性格の一部を赤裸々に現はしたものが多いのである。次に二三の實例を擧示する。

一、革製の提げ靴を教卓の上に置き寫生した時の事である、入院後問もないHY生は靴は兎に角觀たまゝだが、卓子には大きな三角形の紋様ある、そして左端には浪速少年院と染出せる一種の卓子掛を掛け、尙ほ卓子の後ろと右側には椅子を配置し、全く浪花節の高座といった様なものを書き表はしたのである。之れは以前の生活に於ける強烈な刺戟が現はれたものだと思はれるのである。

二、描く木がどれもこれも伸ンびりしないで、小さくイヂケたものを書く少年があつた。是れは虐待を受けて惨めな浮浪生活をして來た少年であつた。

三、野原に淋しく一本の木を描くのや、山の麓に唯だ一本の木の突立つのを描くものがある。何となく孤獨的な淋しい感が滲ふて居る。此れには家庭の缺陷があつたり、親しき交友といふものがなく寂寥な生活をして來たものが多い様である。

四、暗い畫を描くものも澤山ある、烏渡考へると少年院に入院する様な少年は如何にも陽性的な強い畫や、明るい畫を描きそうであるが、事實は之に反して寧ろ弱い畫や暗い畫を描くものが多いのである。色は十二色のクレイオンを與へてゐるが赤や黄色の如き明快色は餘り使はない、主に青と黒とそして僅かの綠若くは茶色などを使つて描くのである、一見凄味と暗い感じに捉はれるのである。

此等の中には性格の現はれもあり、又暗い生活の反映と思はれるものもある。性格に根據のあるものは中々根強くて、何時迄も此の色調が現はれ、環境の影響によると思はれるのは案外早く其の暗さが取り去られる様である。

五、線の走りが何となく妖變であつたり、濃い青を無暗と強く塗つて物凄いまでに冷めたい畫を描くものもある。全く此んな畫の流れ出る心には人をして深省を發せしむるものがある。畫と性格とを對照して觀るとき、成程畫は偶然の作ではないと首肯されるのである。

其の外意志の薄弱な者にはよく弱い畫を描くものがあり、智能の低い者には物の側面的の觀察と平面的の觀察とが混交された畫を描くものがある。例へば一つの畫面に於て家は側面的に、田は全然平



面的に描く様なのである。

或は物の大小比較が全く無視されたものを描くものもある。例へば畫面内の家の大きさは二、三寸許りでも、其の家の手前の杉の木は僅か五分にも足らざる大きさに描くといつた様なのである。

尙ほ少年達の書を精神状態から観察すると精神に顯著なる異常なしと認むる者の書は概して合理的に近いものであり、精神薄弱者のそれには形態、遠近等極めて稚拙なるものが多く、又性格異常者のそれには合理的に近いものもあるが、中には線に、色に、頗る變調を示せるものもありて、此の點は性格異常者に於て特に著しき様である。

圖書の課題に就いて言ふと、記憶畫想像畫には畫題を課せずして任意のものを描かしたると思ふのであるが、ともすると少年達は直ぐ奔放性を發揮して止まるところを知らない様になるから、どうしても畫題は必要の様である。

季節に相應した畫題を課する時、夫に依りて少年達の遊意をそゝる様なものは之を避けなければならぬ。併しまた雪などの降りたる時は、其の印象の鮮やかな中に課することが策の得たるものである。尙ほ花祭とか運動會などの催のあつた時は夫を題材として課するのである。これは花祭の記憶を深め、運動會の興趣を新たならしめんが爲めの二重目的を持つて居るのである。

夫れから入院前の放縱な生活を聯想せしむる傾向のあるもの、或は諸種の慾情を誘發せしむるもの、如きは絶對に之を避けることが必要である。

又情操教育の立場よりして「日向」とか「日ざかり」とかいつた様な、明るい氣持の題を選ぶ事も

忘れてはならぬ條件である。兎角黒い畫や暗い色を好んで描く傾向を持つて居るので、其の心的羈絆から逃れしめ明るい世界へと導く爲めには、是非明るい爽やかな氣分を養はしむることが必要だと思ふのである。課題を出した時は夫に就て少年に種々の問を發する、そして記憶を甦らせ明瞭にさせ、構想を組立せる様に仕向けることが大切である。

記憶畫や想像畫のみを描いて居ては正確な物の觀様が養はれない。夫で時々靜物寫生や石膏像寫生を課するのである。風景畫は随分いゝ加減な事を描いて居ても其の過ちが判然しないが、靜物畫や石膏像寫生となると物像の觀方の過ちがよく判るのである。夫だけ物に對する觀察態度が眞摯となり従て、觀賞を深め、物の美しさを深く知るやうになるのである。

室内寫生の外に屋外寫生も課する。明るい光線の下に豁いたる大氣の中に、自然と溶けあつての課業なれば非常に悦び熱心に寫生するのである、そして此の時は直接自然を味ひ、其の構成、形態、色彩、調子を學ぶのみならず「眞に見る」といふこと即ち皮相の「見える通り」より一層突込んだ自然の核心にまで觸れるやう眼がどゞくやうにと望むのである。

熱心に寫生するといふだけでも注意の集注力が養はれ、興味を以つて觀察することに依て形や色彩の觀念が不知不識の間に養はれ、自然を味ふことに依て情操の陶冶に資する處があるのである。

右の外圖案を課する事がある、圖案は意匠を練り工夫力を養ふ上に効果が多いのみならず、一般工藝圖案に對し興味を喚起して來り、尙ほ自己身邊の裝飾にも良き好尚を及ぼすのである。

易倦性のもは同一の形を繰り返すことや、同一の色彩を繰返し塗るといふことには苦痛を感ず



る様で、唯だ其の時其の時の想ひ浮ぶ儘を描き何等の統一なき變化を追ふ傾きを持つて居る。斯る少年に對して帶模様とか、連續模様とかいつたものを課して、意志的方面に於て規律丁寧、努力忍耐といふが如き徳性を養はせる様に努むるのである。

鑑賞教育を課する事も亦其だ必要である。材料は主として名畫の複寫や、書籍の挿畫などを使ふ。立派な藝術品であれば心情に何等かのよき響きを與へる、故に教室内や寮舎内の掛額には凡て名畫の複寫を挿入し、不知不識の間に其の胸奥に滲み込み且つ鑑賞の効果を深からしむる様心掛けて居るのである。實に鑑賞に依つて美を樂しみ美を味得し、感情の醇化と人生の美化とを待望するのである。

以上圖書教育を課するの外、時々藝術家の逸話とか苦心談、或は師弟間の美しい物語、又は世の毀譽褒貶を外にして一意専心藝道に精進せる話とかいつた様な事も話して聞かせるのである。

之を要するに圖書教育は形態色彩の觀念を養ひ意匠を練り工夫力を養ひ、創作力に富ましめ美的情操を涵養するの外、尙ほ意志方面に關聯するところあれば其の訓練にも資し、情操方面に關するところあれば進んで其の陶冶にも資せんとするものである。

二

圖書は一に自己表現であるから能く個々の内心の状態を物語り又は其の動搖をも示すのである。故に心して觀るときは少年の描いた圖書に依つて能く其少年の心の動きを察し、陰に陽に少年の味方となりて、或は心内の懊惱煩悶を慰撫し、或は残忍性の發揚を沈靜せしめ、或は逃走を未發に防止するを得る事がある。以下顯著なる二三の實例を擧げて讀者の一察に供する。

一、鞆を寫生した時の事である、H S生は見事に鞆を寫生した、併し夫だけではどうにも満足がないと見え尙ほ青い風呂敷を描き足したのである、處が此の風呂敷が如何にも妖變なもので、一種云ふ可からざる凄味さへ漾ふて居るのであつた。當人は大に満足してゐる様であつたが、其の様な病的な精神状態が潜在するといふ事は實に寒心すべき事であると、絶えず念頭に持つて居てそれと無く注意を加へたのであつたが、其後久しからずして遂に大なる失敗事故を惹起した事があつた。

二、K R生は普段ごちらかと云へば明るいそして稍弱い方の畫を描いてるのであつたが或る時如何にも大膽なる筆致にて、併かも凄味のある畫を三枚迄も描いたのであつた。此れは何にか變調を起したと思ふ間も無く同寮生と非常な喧嘩をした。兼ねて抑へて居た鬱勃たる不平を、非常なる決心を以て爆發せしめんとする其の氣の現はれしものと思はれた。此傾向は其後再び現はれなかつた、尙ほ當人は其の時の畫は頗る得意のものと思ふて居る様であつた。

三、N H生は大きな聲も出さない柔順さうな少年であつた。或る時自發的に描いた畫に立木が五、六本池の向ふ側に立ち並んで居るが、其の横手にあたりて如何にも無氣味に打ち倒された一本の木を描いてるのである。此の少年にも斯かる氣持が潜んで居るかと密かに疑問にして居つた。すると其の後成る程と思ひ合はす残忍な出來事を惹き起したのであつた。

四、I H生は色彩に富めるそして軽い筆致を有つて居る少年であつた。或る時風景寫生に頗る亂調子のもを描いてゐる、そして目を背にしてゐるにも拘らず畫面に太陽を描いてゐるのである。全く心緒の亂れたものと思ひ後でよく調べて見ると逃走計畫をしてゐると云ふ事が判つたので、能く其



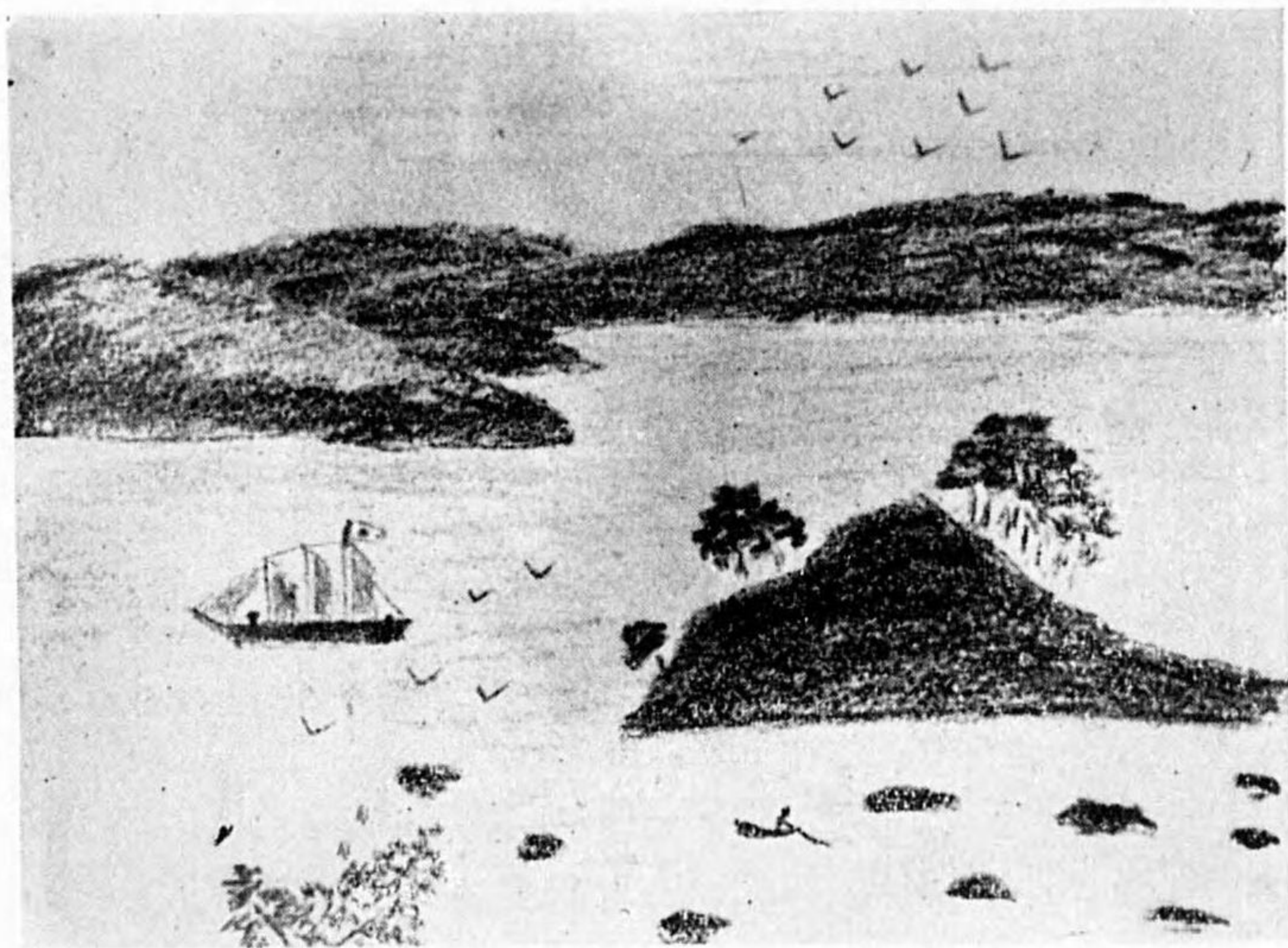
不心得を訓戒して平常心に復せしめたのであつた。

五、KM生は癡癖の強い性格異常者であつた。以前船に乗つて居たことがある處からして普段は好んで海岸の景色を描いて居た、併し或る時フトした事より先生の訓戒を受けた事があつた、すると彼の異常性格が動き出し心の平靜は破れて來た。穏やかな海岸の景色は頭に浮かんで來ない、そして何時にない並木の道を描き出したが夫は實に怪奇を極めた構圖で樹木の如きも粗剛なバツ／＼としたこたはつた全く平素の作品とは別人の感あるものであつた。挿圖K生の作品を参照されたい。

六、TI生は畫が好きである。何時も教室では熱心に畫を描くのであるが或る時何となく態度が落着かず畫も何時もより出來が悪るので調べて見ると、學寮内に於て同室のN生のところへ他生が遊びに來る夫が不快でなうぬといふのである。早速N生並びに遊びに來るといふ他生に注意を與へて置いた、すると其後四日目に教室で描いた畫は以前にも増した落着を見せて居た。

七、AR生は平弱な畫を描いてゐる少年であつた。或晩學寮内に於て自習時何となく態度落着かず、そして描いてゐる畫は普通とは異なり變調のものであつた、早速調べて見ると寮内の便所の天井を破り故意に逃走未遂事故を起し、夫に依て冬期中農場に出場せざる様計畫して居ることが判つた。

此の様に畫は端的に心の動きを表はすが夫だけまた心に影響するところも多いと言はねばならない。そして普段より少年達の描く畫の一點一畫にも留意して、其の個性、着想及び其の向ふところを愆らしめざる様指導するに努むると共に、情操の涵養、意志の鍛鍊等、凡て彼等の人格の養成に資する様須臾も忘れてはならないと思ふのである。



のもるけ描時るな靜平の心 (一其) 品作の生K  
(す來去く如の夢帆浮てしにか穩波海)



のもるけ描時るせ失を衡平の心 (二其) 品作の生K  
るあがのもる迫に人氣堪るな劇深の調色てしに奇怪の樹列



## 保護教育所の施設經營に就いて

小 川 恂 臧

### 一

先づ第一に留意すべきは地の利である。環境が人格形成の上に與ふる影響は頗ぶる大きい。自然的や社會的環境の力が端的に其中に生活する者に作用して、人格を陶冶薰染し、其内容を支配するは自然の數である。

されば保護團體の如き、少年の徳性を啓發し、道德的生活を體得せしむるを以て、其任務とするの道場に在りては、特に環境が少年に與ふる微妙なる影響につき、慎重なる考慮を拂ふべきである。庭園や圃場や動物舎や養魚池などか此修養の道場を圍繞し、眺望開豁にして遙かに遠山の翠眉を望み、加ふるに市塵を絶して車馬の喧なく、鳴禽啾々として林樹の間に流轉するが如きの勝境は、保護團體の所在地として絶好の地位たるを失はぬ。多少の物質的不便は、此優秀なる自然的環境の價値を減殺するを得ぬ。清新なる空氣と、自由にして豊富なる陽光と、寮舎を繞ぐる自然の閑寂とは、實に少年者の神心を暢達せしめ、無限の慰藉と休養を與へ、既往の滋垢と溫婁とを一洗して、人間別に乾坤あるを自覺せしむるのである。美はしき自然の風物は實に肉體的に精神的に、甚深微妙なる一種の



神秘的、宗教的感化を少年に與ふるのである。平和の樂園に於ける豊富にして清新なる空氣と陽光とは、實に少年者の人格の改造と生長とを助すべく二大養分である。此二大養分によりて彼等の汚濁せる過去の生活に於て、萎微し消失せる活力を復活せしめ、社會生活に更生せしめねばならぬ。私は此意味に於て保護團體が先づ恵ぐまれたる自然的背景を有することを望むものである。

## 二

さりながら保護團體の總べてが悉く恵ぐまれたる勝地に建設せらるべきは得て望み難く、且つ授産を主とするものありては運輸交通の不便をも考慮に入るべきが故に、私は一步を進めて都鄙いづれの團體に於ても其院的教養に於て特に美育的施設の豊かならん事を望みて已まぬのである。而して是れ廳がて自然的環境の缺陷を補ふことになるのである。

保護少年は概して善を愛し惡を憎むの道德的情操に缺くると共に、美を好み醜を厭ふの美的情操に缺くるを常とする。従つて俗惡鄙猥なる生活を甘受するもの多きが故に、其趣味性を涵養し美的情操を啓發することは、延いて彼等をして道德的、規範的生活に入らしむる第一歩である。眞なるもの、善なるもの、美なるものに對する憧憬は、實に社會的生活の基調でなくてはならぬ。如何にせば彼等可憐兒の心奥に潜む美的情操を目醒めさせ且つ之を高調せしめ得べきか、是れ任に保護教育に當る者の最大の苦心の存するところではなくてはならぬ。

美育的教育の第一歩は秩序と整頓、規律と清潔である。日常一切の生活即ち院的生活の全般に亘り

て秩序と整頓、規律と清潔とが徹底的に訓練せられ實施せらるゝを要する。亂雑と不潔とが院の内外に瀰漫するところに、如何にして、道德的教養が施さるべきか。保護教育の要諦は一に清潔、二に清潔、三に清潔にありと喝破したブッカー、ワシントンの言は頗ぶる味ふべきである。

保護團體經營者の經理上の事務的秩序と整頓とは申すに及ばず、收容少年の服装や作法や、居室や、食堂や、浴室や、炊事場や、便所や其他寮舎内外一切の秩序と清潔とが少年者の心境に與ふる影響は頗る大きい。而して院的教養時代に感受し得したる彼等の感銘は、常に彼等の退院後の生活を支配するのみならず、後年彼等が父となり家長となりて、一家を經營し子女を教養するに際して、美花を開き良果を結ぶの根幹となるのである。此意味に於て院的教養は少年を通じて其家庭に及び、其家庭を通じて隣保、社會の生活改善を促すに至るのである。而して是れ實に健實なる國民性を涵養するの一助となるのである。故に如上の微細の點に至るまで飽くまで訓練の透徹を期すると共に是等の訓練を基礎として其土臺の上に、更らに諸般の美育的施設を試むる事を忘すてはならぬ。

第一吾等は規模の大小に拘らず庭園や圃場を有したい。一步室外に出づれば神を怡ばし氣を養ふの風物に接し、美はしく優しき情緒の流れに身を浸し得る事は少年者の大なる悦びでなくてはならぬ。花卉の栽培や、動物の飼育や、遠足、登山、栗拾ひ等すべて是等は自然に親しみ之を愛するに至る所以のものである。

第二には寮舎、講堂、教室、食堂、寢室、及廊下等すべて建築物の内外には多少の藝術的裝飾を施したい。少年者の心情を和げ一日の勞苦を慰め得るが如き繪畫や、花卉、盆栽などの適當な配置安排



を試むる事は頗ぶる効果が多い。繪畫は古今東西名畫の複製版畫などを撰びたい、鄙俗低級なるものは害あつて益がない。

次に勤勞時間の餘暇に圖書や手工や音楽を授けたい。美的情操を養ひ創作力を刺戟すること圖書や手工に如くものはなく、荒める少年者の性情を和ぐるもの音楽に如くはない。學藝會や製作品展覽會や音樂會などの開催も亦努めて之を試むべきである。繪畫展覽會、音樂會等へ少年を引率するも亦頗ぶる妙である。

其他四季折々の行事例へば正月、節分、灌佛會、雛祭、端午の節句、七夕祭、精靈祭、觀月會さてはクリスマス等の催しは少年者をして家庭的温情に浴せしむるに於て其効果甚大なるものがある。

日夕内職的屋内作業に汲々として、殆んど他を顧みるに暇無きが如き保護團體の現況に在りて、鮮なくとも蠟を噛むが如き少年者の生活に、一道の滋味を加へ、心の餘裕と向上とを圖らしむるもの。實に美育的施設を措いて外に之を求むる事が出来ぬ。深く思を致すべきである。

## 三

保護團體の作業につきては、便宜主義による内職的作業は之を排したい。養老院、白痴院又は精神病院に於ける不具廢疾者に課するを至當とするが如き作業を以て、強いて之を少年者に課せんとするが如きは極めて非である。個性に即した職業を授くるを主としたい。院的教養時代に練習した實業が將來の社會生活に資するところあるを知らば、少年者の多くは好んで其作業に精勵するのである、従つて無斷外出者の數を減する事が著るしい。

作業は主として其土地に即したものでありたい。之れ適當なる指導者を得るにも、材料を得るにも、將た又製作品を販賣する上にも便益多きのみならず、退院後に於て適當なる雇主を撰擇し得る上に頗ぶる都合が好いのである。類の少ない職業では理解と同情に富む適當なる雇主を發見するに苦しむのである。

保護團體の總べてに授産的設備を望む事は或は至難かも知れぬ。然し乍ら苟も保護教育所を經營する以上豫め課すべき實業につきての考慮を怠てはならぬ。創作力を刺戟するもの例へば木工科の如きは自己の工夫を凝らす餘地も多く、工程も亦簡易なれば、頗ぶる少年者の性情に適するもの、様である。従つて退院後の成績も概して良好である。蓋し自家の小天地に自適し得るものがある故ならぬ。吳れくも保護團體の作業は内職的であつてはならぬ。將來の社會生活に連繋ある事を必要とし、同時に勤勉力作の良習慣を養成するに足るものでなくてはならぬ。

## 四

既に地の利を得て自然的環境に恵ぐまれ、既に思を情操教育に致して施設見るに足るべきものあり、又職業の指導其宜しきを得るものありと雖も、萬一經營當事者間に於て、人の和を得ざるが如き事あらば、百の地の利も千の施設も砂上の樓閣と撰ぶ無きに至らん。實に保護教育の要諦は人の和に在る。犠牲的、献身的努力を要する至難の事業に當る者にして、我慾の念に強く、或は自家の打算に急にして少年者の利害を顧みず、或は自己の職責に忠ならずして徒らに紛争を之れ事とし、或は狂狷に、或は鄙吝にして、常に不平を抱き不遜の言を弄して耻とせず、肚裡豆の如く小なる者一人だにあらば



成員全体の意氣を沮喪せしめて斯業の大成を期するが如きは思も寄らぬ。保護事業の經營に當りて、吾も人も深く思を致すべきは眞に人の和である。

保護團體相互間に於ても亦其聯絡が圓滑であつて、有無相通じ、長短相補ふの雅量に富み、彼の徒らに他を猜み、他を排するの陋態を一洗すると共に、特に其の授産的施設に於て有機的、協同的經營を試むるならば、實に經濟的利益の甚大なるのみならず、斯かる保護團體に收容せらるゝ少年者の幸福は蓋し頗る顯著なるものがあるであらう。

聖徳太子が十七憲法の劈頭に於て、和の貴むべきを説き給ひしは、世にも畏こき極みではないか。

## 五

## 清規三則

- 一、少年を商品視するな。
- 一、自己陶醉を慎しめ。
- 一、功を焦せるな、他を排するな。

## 院生心身診査の概況

矯正院醫官 醫學士

霜 鳥 喜 逸

最近保護少年の増加は注意すべき社會的現象であつて爲政家の最も留意すべき點である、保護少年の處遇に關しては幾多の異論があつて未だ理想の域に達せるものと認むる事は不可能なるも、保護少年の心身の狀況を精細に探究し處遇の方針を確立し少年保護の實を發揮すると共に、保護少年の眞相を世人に紹介するの徒爾ならざるを信するものである。本院創立以來既に六ヶ年を閲したるにも不拘、必らずしも所期の成績を挙げたりとは斷言し得ざるも世間往々その眞相を詳かにせずして矯正院の存在を批難する人無きにしも非らざるも是は甚だこの種事業に對する無理解と其の實際を知らざるの言である、諺に「氏より育ち」と云ふ事が云はれるが今日の醫學的見地よりすれば寧ろその反對であつて、素質の不良なる者は如何に良好なる環境に移し教育するも優秀なる人材と成すことは出来ない、況んや本院入院生徒の如きは素質、環境共に不良にして斯る少年の矯正は教育の力によるも亦醫學を以つてするも到底困難でたゞ其の一部の矯正を以つて満足せねばならぬ状態である。

次に既往六年間に於ける本院入院生徒三百五十四名の心身狀況の診査の概要を述べ世の識者の同情と理解とに訴へんと欲するものである。



A、精神的診査の概況

一、遺傳的關係の調査

イ、遺傳的關係の有無

勿論保護少年發生の原因は素質(遺傳)と環境との不良の總和であることに異論を唱ふる人は無からうが、本院創立より昭和四年一月末日に至る本院入院生徒三五四名に就き、其の遺傳的關係を調査せるに半數以上に於て何等かの遺傳的原因を証明したるは、少年不良化の原因の素質に因るものゝ大なることを知るに足るものである。

遺傳的關係を有するもの

二一五

六〇・七%

遺傳的關係の認められざる者及び不詳の者

一三九

三九・三%

之を年度別に細別すれば

遺傳の有無	年次		計
	十三年度	十四年度	
遺傳的關係を有するもの	三六	二六	六二
遺傳的關係の認められざる者及び不詳の者	四一	一九	六〇
計	七七	四五	一二二

ロ、遺傳的關係を血族に示せば

血族別	父より享けたるもの			母より享けたるもの			其の他の直系又は傍系より享けたるもの			計	百分比
	三年	四年	五年	三年	四年	五年	三年	四年	五年		
負因	三	二	二	三	二	二	三	二	二	一三	一・一
中等度の飲酒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	〇・七
犯罪	八	七	七	一	一	一	四	四	二	二六	二・一
精神病	二	一	二	二	三	六	七	六	九	二四	二・〇
異常氣質等甚しき品行	一	〇	〇	六	〇	七	二	一	〇	一四	一・一
計	三	二	二	三	二	二	三	二	二	一三	一・一

飲酒家の血族に於て最も保護少年の多きは明かにして、他の幾多の統計も亦之れに一致するものである。犯罪の防歴は社會の安寧秩序の維持上必須の條件にして、然かも犯罪と酒精は不可離の問題なるを觀れば、酒精問題を忽緒にして犯罪の豫防を論ずるは勞多くして益少く、恰も木に縁つて魚を求めんとするが如きであると言はねばならない。

二、精神状態の概況

犯罪者の知能は低しとは一般の定論にして、本院に於ける検査の結果も大体之れに合致するものである。身体の病的状態は疾病なるが如く、犯罪は社會の病的状態である。然も年と共に少年犯罪の増加は世界各國共通の不祥事である。文明犯罪の特徴は著しく知的であるこの點であるが、本院入院生徒の精神状態を觀るに、約4割は精神欠陥者にして、所謂彼等は社會生活の落伍者であつて其の不良



行爲は全く生活の爲めに餘儀なくされたものと見做すべきで轉た同情の念禁する能はざるものがある。

精神状態

人員

百分比

(一) 精神的著變を認めざるもの

八〇

二二・三%

(二) 精神的欠陥を有するもの

二七四

七七・七%

之れを年度に細別すれば

精神状態	年次					計
	十三年度	十四年度	十五年度	昭和二年度	三年度	
精神的著變を認めざるもの	二五	六	二七	七	一五	八〇
精神的欠陥を有するもの	五二	三九	八一	五二	五〇	二七四
計	七七	四五	一〇八	五九	六五	三五四

更に精神欠陥者を分類し年度別に列記すれば次の如く精神薄弱者は其の大部分を占むるを観る。

種別	年次					計	百分比
	十三年度	十四年度	十五年度	昭和二年度	三年度		
異常性格者	一八	一九	一七	四	二〇	七八	二八・五
精神薄弱者	二〇	一四	五四	二三	二二	一三三	四八・四
癡愚	一四	六	九	一四	八	五一	一八・六
計	五二	三九	八一	五二	五〇	二七四	一〇〇・〇

B、身體的診査の概況

一、体格及び一般發育状態

醫學上より精密に調査せる統計に依れば、犯罪者の体格は寧ろ身長に於ても、体重に於ても普通人に劣ると云はるゝも、本院入院生徒に就き之を観るに、之に反し一般發育並榮養状態は概して中等以上にして虚弱なるものは極く小部分に過ぎない(川越少年刑務所に於ける調査は本院に於ける統計に畧は一致す)たゞ特異とすべきは身長に於ては一般の發育標準に比し稍々短小に、体重に於ては反つて優れる事で、従つて其の体形は安定である。この事實は極めて興味あることであるがその理由の奈邊に存するかは全く不明であつて今後の研究に俟つて初めて闡明さるゝものであらう。

種別	年次					計	百分比
	十三年度	十四年度	十五年度	昭和二年度	三年度		
体格強健なるもの	一一	七	二七	二二	一四	八一	二九・〇
体格中等なるもの	五四	三二	七四	三三	三五	二二八	八二・〇
体格虚弱なるもの	一一	五	七	四	一六	四四	一五・〇
計	七七	四四	一〇八	五九	六五	三五三	一〇〇・〇



二、栄養状態

栄養状態は概して一般發育状態に並行するものなるが本院に於ける調査は又この事實に合致するものである。

種別	年次					計	百分比
	十三年度	十四年度	十五年度	昭和二年度	三年度		
栄養佳良なる者	一六	九	四三	二一	一四	一〇三	二八・〇
栄養中等なる者	三二	二八	五八	三五	三六	一八九	五三・五
栄養不良なる者	二九	七	七	三	一五	六一	一八・五
計	七七	四四	一〇八	五九	六五	三五三	一〇〇・〇

三、入院時の帶患状態

入院時既に加療の要ある帶患者極めて多く如何に彼等は生活のために他を顧るの暇なきかを想見するに足るものである。

入院時既に加療の要あるもの	年次					計	平均
	十三年度	十四年度	十五年度	昭和二年度	三年度		
百分	四七	三四	五一	三七	五二	二二二	四四・二
分	六一・〇	七七・〇	四六・〇	六三・〇	八〇・〇		六五・四

今その疾病の種類の主なるものを列挙せば、

病名	年次					計	百分比
	十三年度	十四年度	十五年度	昭和二年度	三年度		
眼病	二三	一〇	一三	一一	一五	七二	二六・五%
皮膚病	一四	五	二二	二〇	二三	八四	三二・〇
栄養器病	四	二	〇	二	二三	三一	一一・四
呼吸器病	七	四	〇	四	三	一八	六・六
花柳病				四	四	一七	六・三
泌尿器病	二	五	二	四	四	一七	六・三
脚氣	一一	一	〇	〇	二	一四	五・二
耳病	〇	三	〇	四	五	一二	四・四
血行器病	〇	三	〇	二	五	一〇	三・七
鼻疾患	〇	〇	三	四	六	一三	四・九
計	六一	三三	四〇	五一	八六	二七一	一〇〇・〇

即ち眼疾（主にトラホーム）皮膚病（主に疥癬頑癬）最も多く兩者を合すれば全疾患の半數以上を占む、然も之等の疾患は傳染性のものなるを見れば彼等の生活の不潔にして、又疾病に對して如何に



院生心身診査の概況



無頓着なるかを知ることが出来る。次に營養器病の多きは買喰癖に依るものなるべく、彼等の日常生活の不節制にして本能的なることを最も雄辯に物語るものと云はねばならない。

保 四、豫 後

以上心身兩方面診査の結果よりして其の豫後を考察し教化可能性を想見すれば次の如くである。

養 矯正比較的容易と思はるゝ者 一〇三 三一・〇%  
 室 矯正困難と思はるゝ者 一八二 五五・一%  
 矯正不可能と思はるゝ者 五五 一三・九%  
 計 三四〇 一〇〇・〇%

入院年次により之を細別すれば左表の如くである。

種 別	年 次					計
	十三年度	十四年度	十五年度	昭和二年度	三年度	
矯正比較的容易と思はるゝ者	二五	一〇	三五	一六	一七	八二
矯正困難と思はるゝ者	一一	一一	六二	四一	四七	一八二
矯正不可能と思はるゝ者	二七	二四	一一	二	一	五五
計	七三	四五	九八	五九	六五	三四〇

院生心身診査の概況



醫學的考査よりして其の豫後を判定せば、上述の如くその2/3以上は矯正困難又は不可能と認めらるゝ者にして、實際の成績と畧ぼ一致するもので本院入院生徒の大部分は既に完全なる犯罪人たらんとするものであると云ひ得るのである。上來述べ來りし處により明かなるが如く矯正事業は所謂閑人の机上の空論によつて決して達成せらるべきものに非ず、全く當事者の血と涙の結晶と社會人の深甚なる理解と同情とに依つて初めて豫期の成績に到達することを得るのであつて、徒らにこの種事業を批難せんとするものは、先づ來たつて自ら保護少年の日常生活に親しく接し、然る後に公正なる批判を加へ得べきであると考へるものである。



變質徵候調査		（自昭和三年四月一日至昭和四年三月三十一日）一ヶ年間	
種別	員數	種別	員數
員數	百分	員數	百分
全身	1	小兒性体格	9
軀	1	胸廓異常	6
四肢	4	1、扁平足	4
		2、指趾畸形	1
頰	10	1、頰面左右不均	4
		2、下顎骨發育不良	4
		3、下顎骨強大	5
		4、前顎骨強大	1
		5、前顎狹小	1
面	11	1、左右不均	10
		2、耳形異常	1
頭	13	1、大顛	8
		2、小顛	4
		3、短顛	9
		4、長顛	0
		5、塔、高、斜、扁平、鞍顛	3
		6、後頭骨扁平	0
		7、後頭骨突出	1
部	9	1、皮膚	8
		2、早期白髮(頭髮)	1
		3、多毛滯	4
		4、生	9
		5、包莖	6
		6、精系靜脈腫	0
		7、陰莖異常	3
		8、乳房	0
		9、副乳	1
合計	121	合計	121
備考		備考	
		1、調査數 八六名	
		2、一人當り三七三相當×	

### 院生の體型に就いて

元矯正院醫官 醫學士 中西 孝

それ細胞は細胞より生じ生体は生体より生ず。吾人の生命は數万年の過去より永劫の未來に渡つて永續性を持つてゐるものである。即ち個人の源基たる單一細胞は幾万代の祖先の生命を宿し、之より生せる身体は亦永遠の未來を含んでゐる。

其因果律を完全に明かにする事を得ざれ共、若し該單一細胞にして何等かの負因を有せんか、之より生ずる生体は何等かの方面に缺陷を發現する素となる。今日内因性疾病として認めらるゝ多くのものは單に機能障害となし、亦はホルモン學說を以つて説明せんとせらるゝも、其因果關係は吾人の源基細胞の有する負因と見做され、吾人の體質と云ひ、特异性と云ふも亦等しく該細胞の負因の發現と認める場合が多いのである。

教育は團体的教育より個性教育に進みつゝある、然して各人の個性に應じて教育をせんとするものは先ず個性を忠實に理解せねばならぬ。それには第一に身体的及び精神的兩方面より如實に觀察せねばならぬ。然る上個人の環境を考察する要がある。不良兒と云ひ低能兒と云ふ何れも先天的缺陷即ち源基細胞の負因に依るもの多しとするならば、其缺陷状態たる特徴は精神的方面のみならず身体的方面にも認め得るもの多からんとは想像に難くはない。伊太利の有名な刑法學者にして精神病學者ロン

院生の體型に就いて



ブローゾーはトリノ監獄で材料を得て調査した結果、犯罪者には身体に形態上一定の特徴があるもので其特徴は罪質によつて夫々異つてゐる、即ち犯罪者は生れつき犯罪者となる素質を持つてゐる、と云ふ學説を立てたのである、是が有名なる生來性犯罪學説である。

然し今日醫學者の中には此説を其儘信じてゐるものは少きも、總ての病的缺陷者に形態上の特徴を有するものが比較的多數に認められることは事實である。依つて今日では形態上の特徴を比較的多く有する病的缺陷者の中より多くの犯罪者が發生すると云ふ様に信せられてゐる。

吾人日常本院生徒に接して身体的特徴殊に形態上に發育的異常の多數認めらるゝに着眼した結果、身体検査票を材料とし自ら測定したる二百六十名に就き調査人員を各年齢別とし身長、体重、胸圍、頭圍の各年齢、人員の平均値を求め此を文部省調査に依る學生生徒の各年齢別平均値及び三島氏調査の本邦兒童の頭圍平均値と比較し、終りに全人員の頭圍指數を算出し頭型別表を作製した、而して身長、体重、胸圍、頭圍平均を別表の如くグラフに依つて優劣を示すこととする。

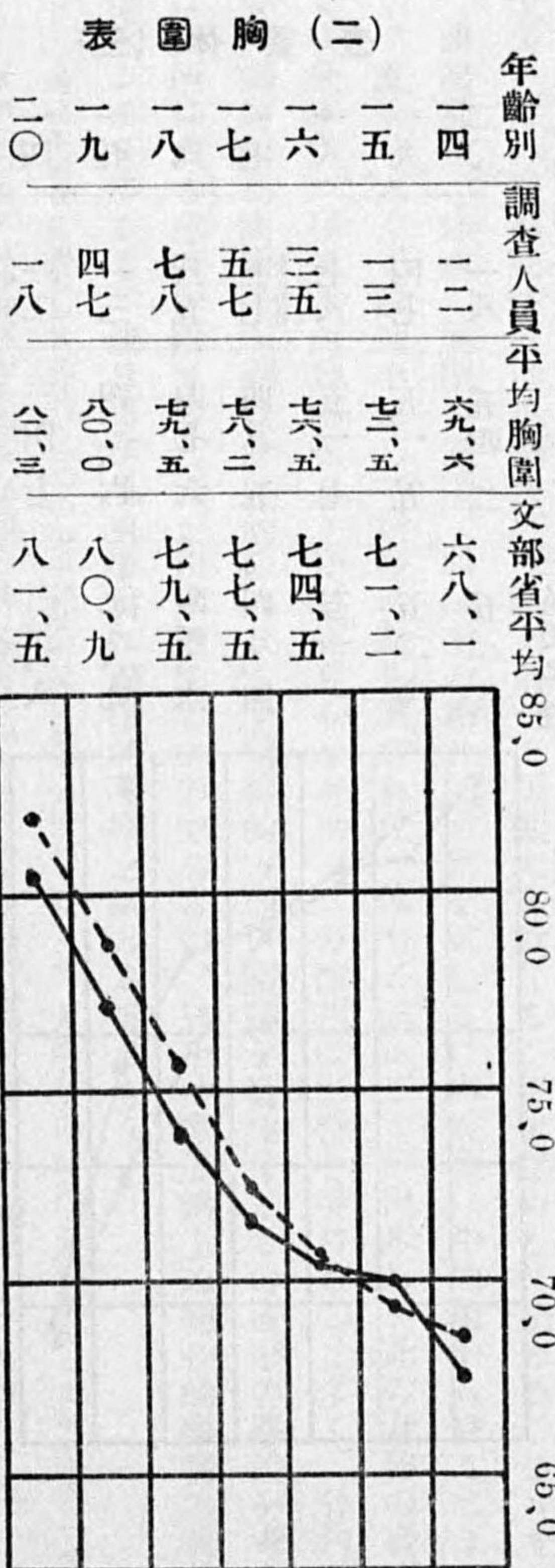
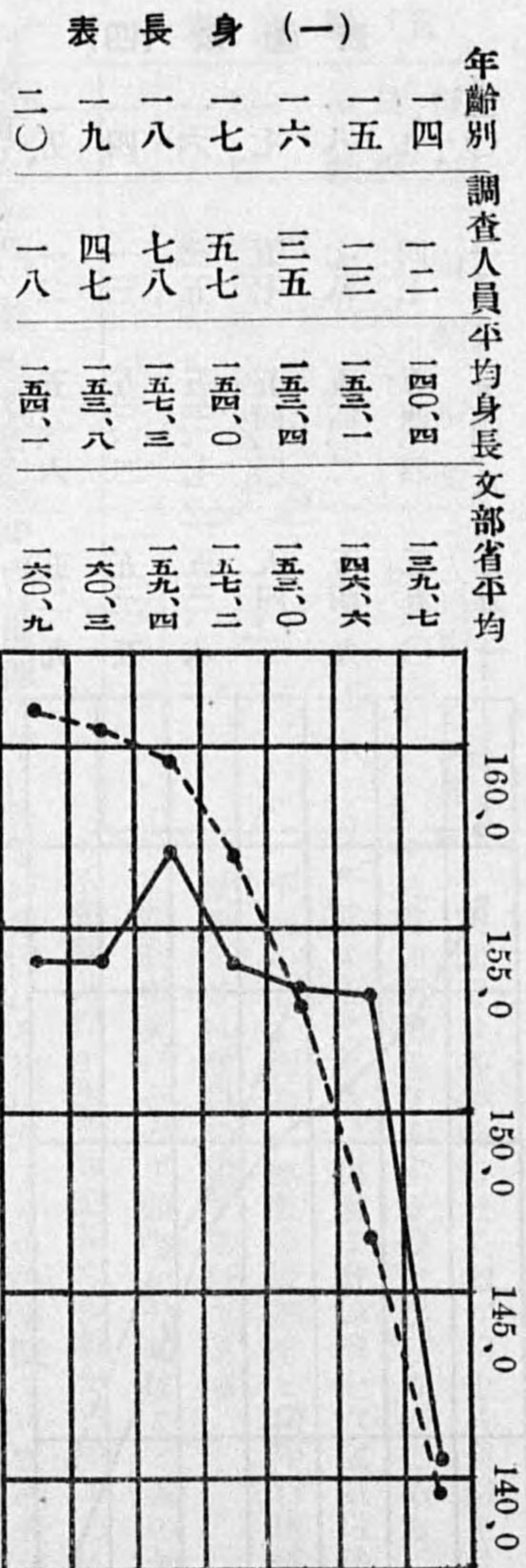
次の四表を通覽するに大体身長及び頭圍は劣り、胸圍、体重は勝り居るを認めることが出来る。而し本院生の曲線を文部省及び三島氏曲線と比較するに、身長に於ては十七才以上は本院線は高度増加著しく遅々たるを認めるのである。

体重は十九歳の例外あれ共各年齢にて本院生勝るを認む、且つ胸圍に於ても勝り居り、此の二つは増加率文部省平均の明治三十三年より大正六年迄各年齢増加率と大体平行するを認めるのである。

本院生徒發育表、(調査人員二六〇名)

文部省平均……………

本院平均——



院生の体型に就いて



院生の体型に就いて

表 重 体 (三)

年齢別	調査人員	平均体重	文部省平均
一四	一二	三四、七	三三、八
一五	一三	四三、六	三八、九
一六	三五	四七、六	四四、六
一七	五七	四八、五	四八、四
一八	七八	五一、七	五一、二
一九	四七	五一、五	五二、七
二〇	一八	五四、二	五三、八

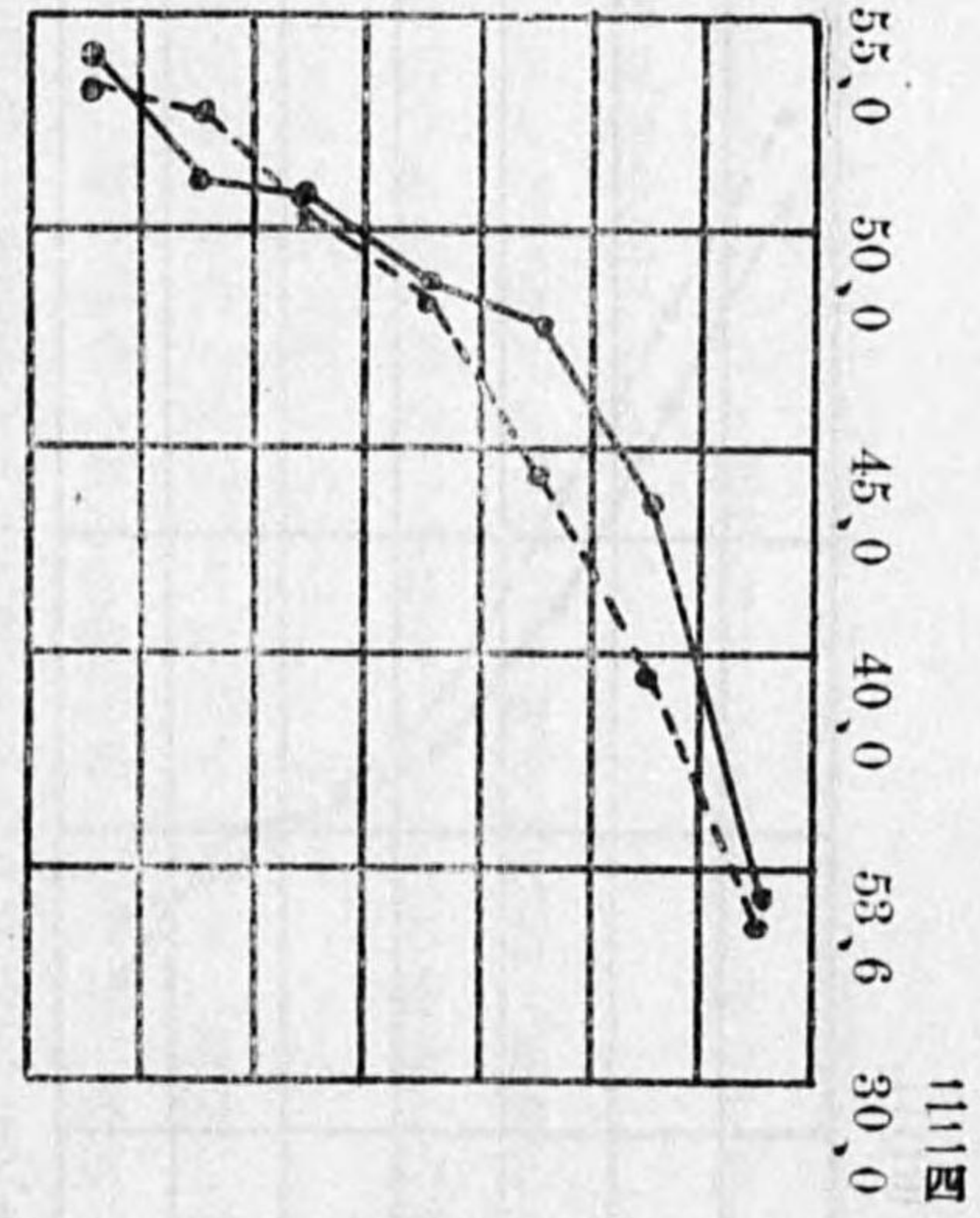


表 頭 圍 (四)

年齢別	調査人員	平均頭圍	三島氏調査平均頭圍
一四	一三	五三、二	五三、五
一五	一二	五二、六	五二、九
一六	三五	五三、七	五三、八
一七	五七	五四、〇	五四、三
一八	七八	五四、二	五四、九
一九	四七	五四、四	五五、〇
二〇	一八	五四、八	五五、一

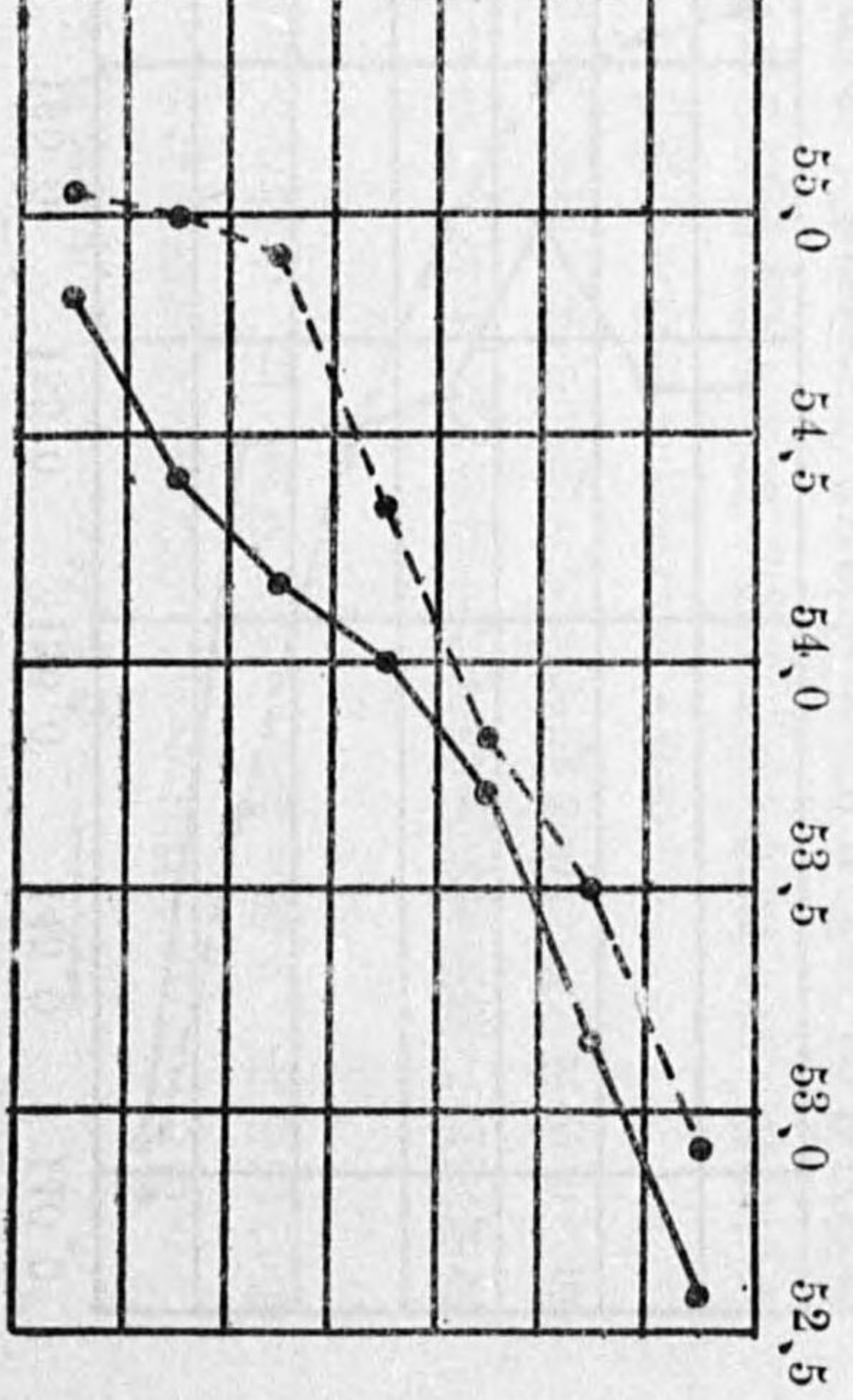


表 型 頭 (五)

種類	頭 顱 指 數	人員別	百分率
長 顱 (七、四以下)		五〇	一九、五
正 顱 (七、五—八、〇)		二一	八、〇
輕 度 (八、一—八、五)			
中 等 度 (八、六—九、〇)		一八九	七二、〇
高 度 (九、〇以上)			
合 計		二六〇	

頭圍では各年齢に於て劣り、十八歳以上は其増加率稍遅々とするのを認むるのである。要するに身長、頭圍は増加率十六歳頃以後不良にして胸圍、体重の増加率と稍平行増進せぬことは注目し得る所である。

ことを認められる、然し頭型に就いては本邦少年に各型が如何なる比に存するかを認むるに止めることとする。少ないため唯本院生には正顱甚だ少数であつて短顱大多數なることを認むるに止めることとする。

前記身長、体重、胸圍、頭圍、頭顱型の總合的考察を試むるに本院生は平均値から見るときは「短く、重く、太く、頭は小にして前後に壓し潰された」体型と云ふことが出来る。此の身体の發育に就ては身体内に存する内分泌腺より分泌せらるるホルモンの作用に影響を受けること多く、各内分泌腺の機能的相互關係の失調は身体的のみならず精神的方面に變調を發生するとの近來の學說を考へる時は其所に或る意義を附することが出来ると思ふのであるが、只今は唯形態上の總合的事實の記載に止むることとする、他日再び上述事實に醫學的考察を試みるであらう。

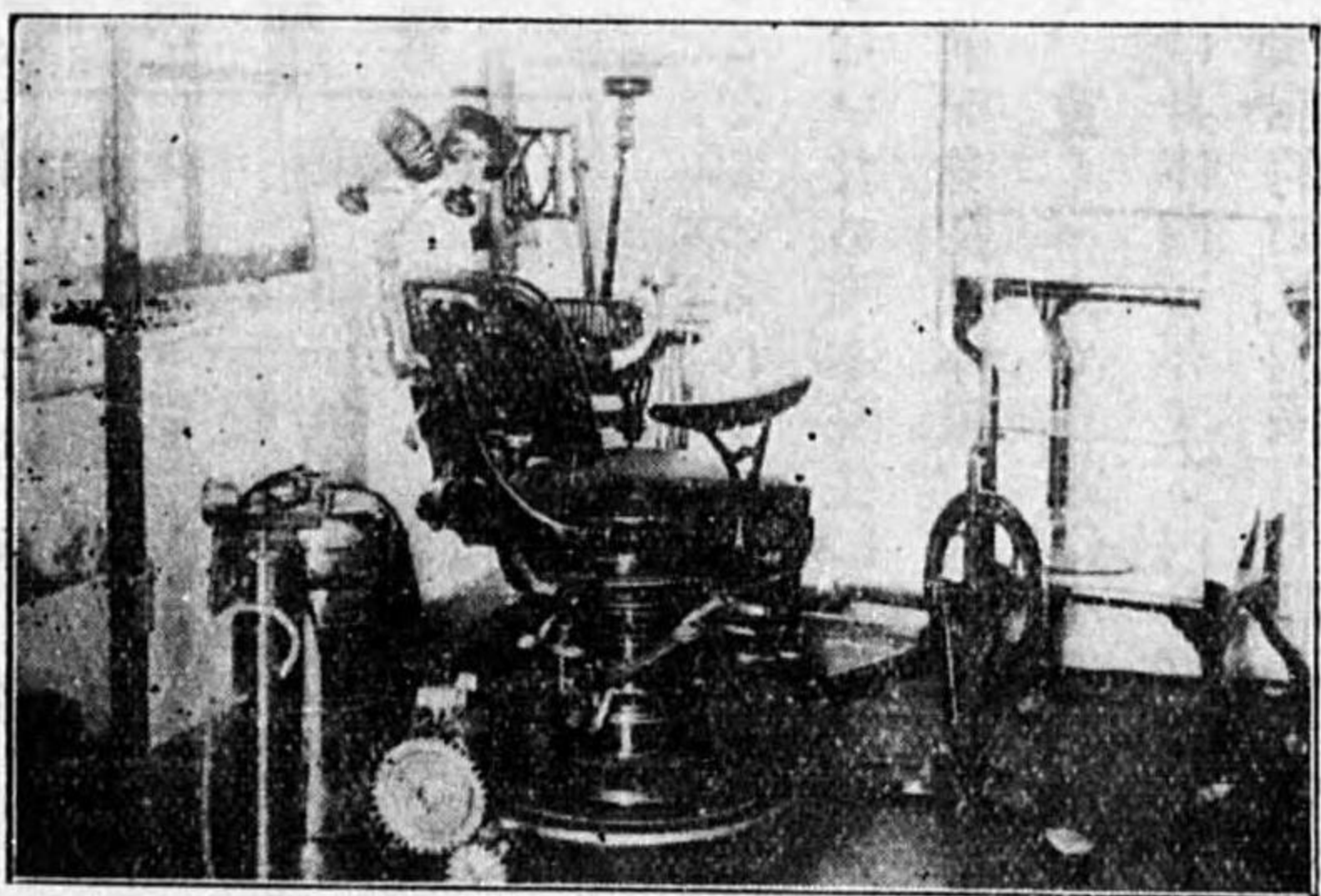
尙ほ本調査に類似した統計が一二の少平刑務所及び多摩少年院でなされ、大體吾人の結果と近似することを附言して置く、また本調査の結果は小園博士の高麗を御願ひ種々助言を得たのであるが印刷を急ぐのでこゝに擧筆いたします





### 齒科診療一班

齒科囑託 齒科醫學士 藤田順藏



齒科室

昭和二年度口腔診査は主に豫診を標準とし、院生の診療を乞ひたるものは其の都度診療を施せり。本年度に於ける診療生徒回数六百二十六名にして其の中治療の見込みなきもの齒根のみとなり放置すれば悪結果となる見込のものを抜歯せり其の数は八十二名なり。其の他は主に齒髓炎により抜髓手術を施し後處置として『セメント』充填或は『ゴム』充填を施せり。以下各診査状況を述べん。

昭和二年度院生入院當時に於ける口腔診査

院生壹百三十八名に對する齒列の正、不正を述べれば次の如し

正しきもの 七九名……………五七・二三%  
不正なるもの 五九名……………四二・七五%

### 口腔衛生状態

口腔衛生状態を見るに院生全体に於ける衛生状態は甲(優)のものは約一三%、次の乙(良)のものは非

年齢	人員	甲	乙	丙	丁
十四歳	二	一	四	一	
十五歳	五	三	九	三	
十六歳	一五	三	一五	七	
十七歳	二五	七	一八	一三	
十八歳	四二	五	二一	三	
十九歳	三〇	一	一四	二	
二十歳	一九	一	八	二	
計	一三八	一九	八二	二九	八

常に多くして六〇%、次の丙(中の下)のものは二〇%なり。而して丁(劣)のものは六%にして次の表に於て示す如く十八歳以上のものゝみに於て發見せり。然し多くは齒刷牙の紛失によるものゝ如し。

院生百三十八名中齲蝕に侵されしものは八六・九六%の多きにのほり次に掲ぐる表の如し

年齢	人員	齲蝕なきもの	發生齒數 一人平均數	齲蝕齒數 一人平均數	處置數
二十歳	一九	二	P二九・二	P四・七	一・二
十九歳	三〇	三	P二八・六	P二・七	一・四
十八歳	四二	六	MP二八・〇 〇・二〇	MP〇・三 一・七	〇・八
十七歳	二五	二	MP二八・六 〇・〇四	P五・五	〇・一
十六歳	一五	四	P二八・〇	P三・〇	〇・三
十五歳	五	一	MP二八・〇 〇・〇六	MP〇・二 〇・七	〇・五
十四歳	二	〇	P二八・〇	P七・五	〇・〇三

發生齒數

齲蝕數及處置齒數

(Pは永久齒、  
Mは乳齒)



口腔齒牙に於ける沈着物及それに伴ふ齒齦色は次の如し  
沈着物及齒齦色

年 齡	人 員	沈 著 物				齒 齦 色		
		1	2	3	4	淡紅	紅	暗紅
二十歳	一九	一〇	八	一		一〇	六	三
十九歳	三〇	一三	一五	二		二三	六	一
十八歳	四二	二一	一三	四	四	二七	九	六
十七歳	二五	一三	一〇			一九	一	五
十六歳	一五	一	四			一一	三	一
十五歳	五	四	一			五		
十四歳	二					二		
計	一三八	七四	五一	九	四	九七	二五	一六

軟組織特に扁桃腺に於ける肥大あるものと、なきものとの百分率を年齢に應じて診査すれば次の如し

年 齡	人 員	肥 大 有 る も の			肥 大 な き も の
		微	稍	大	
二十歳	一九	四	六	五	四
十九歳	三〇	四	一〇	一一	一四
十八歳	四二	三	一五	一三	一一
十七歳	二五	三	八	四	一〇
十六歳	一五	三	五	五	二
十五歳	五	〇	二	二	一
十四歳	二				〇

次に院生に於ける齒牙と直接關係ある處の顔貌を檢査するときは左表の如くにして

正 顎 型 四七・〇二% 下顎突出型 五〇・七%  
上顎突出型 二六・八一% 上下顎突出型 二〇・二八%

右の如く割合に上下顎突出型のもの多し即ち上下口唇は前方に突出して一見醜く感せしむるものにして或は犯罪と顔貌とは關係あるもの、如く思はるる今本院に於ける顔貌を年齢別にせば次の如し。

年 齡	人 員	正 顎 型	上 顎 突 出 型	下 顎 突 出 型	上 下 顎 突 出 型
二十歳	一九	一〇	四	一	四
十九歳	三〇	一三	六	二	九
十八歳	四二	一六	一五	三	六
十七歳	二五	一五	五	一	五
十六歳	一五	八	四	一	二
十五歳	五	四	一		二
十四歳	二				二
計	一三八	六六	三七	七	二八







二、入院時學力檢定と入院時年齢

計	學力程度										計
	檢定未濟	中一程度	高二程度	高一程度	尋六程度	尋五程度	尋四程度	尋三程度	尋二程度	尋一程度	
一										一	十一歳
二										一	十二歳
四									一	二	十三歳
五				一					一	一	十四歳
五八	一		一		三	四	五	一七	一三	一四	十五歳
八六			一	八	三	七	一七	一八	一三	一九	十六歳
八一	一	一		一〇	九	〇	九	一五	一〇	一六	十七歳
七九		二	三	八	一七	一一	一四	九	六	九	十八歳
一一				一	二	一	一	四		二	十九歳
二									一		二十歳
三三九	二	三	五	二八	三四	三四	四九	六四	四五	六五	計

三、不良行爲初發年齢と入院時年齢との比較

大正十五年昭和元年度ヨリ昭和二年度マデ  
調査人員百六十八名

計	初發年齢										入院時年齢			
	十八歳	十七歳	十六歳	十五歳	十四歳	十三歳	十二歳	十一歳	十歳	九歳		八歳	七歳	六歳
一														十二歳
二														十三歳
三														十四歳
二二														十五歳
四一														十六歳
四五														十七歳
四四														十八歳
九														十九歳
二														二十歳
一六八	六	九	一五	一六	一四	一六	一〇	一五	一六	一九	一五	一二	三	計



四、入院前就學程度と精神状態との概況

自大正十二年度至昭和二年度  
調査人員三二九名

就學程度	精神状態							
	精神異常の顯著なる者	精神異常の顯著なる者	精神薄弱一性格異常	精神病	診査未済	計		
不 就 學	二	一八	二	二				二二
途一 退年 學半		八	一					九
一年修了	三	一三	三					一九
二年修了	六	二五	四		一			三六
三年修了	一〇	二七	一〇		一			四八
四年修了	六	二〇	一二		一			三九
五年修了	八	一二	一一	一				三三
六年卒業	一七	二六	二二		二			六七
一年修了	二	四	六					一二
二年卒業	七	六	六	一	一			二二
計	七三	一五九	八九	二	六			三二九

中 等 學 校				
途一 退年 學半	途二 退年 學半	途三 退年 學半	途四 退年 學半	計
五	二	四	一	七三
七	五			八九
				二
				六
二二	七	四	一	三二九

五、初徴候に關する調

自大正十五年、昭和元年度  
至昭和二年度 調査人員一六八名

種 別	種 別	種 別	種 別	種 別	種 別
盜 癖	盜 癖 及 浮 浪	盜 癖 及 怠 惰	盜 癖 及 粗 暴	怠 惰 浮 浪	計
二五	七	三	一	一	一六八
七四・四〇%	四・一七%	一・七九%	〇・五九%	〇・五九%	一〇〇・〇〇%
欺瞞、金品詐取	遊 惰	賭 博	粗 暴		
二〇	三	二	六		
一一・九〇%	一・七九%	一・一九%	三・五七%		



六、入院前就學程度と保護者の生計

計	尋常小學		高等小學		就學程度	種別
	一年修了	二年修了	一年修了	二年修了		
一九	三	二	二	二	三十圓以下	一
四三	六	七	二	一	五十圓以下	一
四八	八	九	四	二	八十圓以下	二
一八	一	二	三	一	百圓以下	二
六	一	一	一	一	百五十圓以下	一
四	一	一	一	一	二百圓以下	一
四	一	一	二	一	二百圓以上	一
四	一	一	一	一	三百圓以下	一
六	二	三	三	一	三百圓以上	一
六	二	三	六	七	不明なる者	一
二	一	一	一	一	普通なる者	一
二	一	一	一	一	富裕なる者	一
二	一	一	一	一	計	二

七、實父母の存否

自大正十二年度  
至昭和二年度 調査人員 三二九名

存否不明の者	兩親の一を缺く者						兩親共に存する者	實父母の存否	員數	百分率
	計	實母缺			實父缺					
		行衛不明の者	離別せる者	死亡せる者	行衛不明の者	離別せる者	死亡せる者			
五	一三六	八	二〇	五〇	一一	四二	一〇五	三一・九一%		
	四一・三三%	二・四三%	六・〇八%	一五・二〇%	三・三四%	一・五二%	一二・七七%			
合計	兩親共に缺る者						實父母の有否	員數	百分率	
	計	實母死亡	實父離別	實父行衛不明	實母行衛不明	實父死亡				行衛不明の者
三二九	八三	三	三	七	五	一一	四二	一二・七七%		
一〇〇・〇%	二五・二二%	〇・九一%	〇・九一%	二・一三%	一・五二%	三・三四%	三・六五%			



八、出生別

自大正十二年度  
至昭和二年度

調査人員三二九名

私生子男	庶子男	出 生 別						出生別員數	百分率
		第六子	第五子	第四子	第三子	第二子	第一子		
四一	三五	九	二一	三二	四〇	五四	六九	二〇・九七%	
一二・四六%	一〇・六四%	二・七四%	六・三八%	九・七三%	一二・一六%	一六・四一%	二〇・九七%		
合計	不詳	計	第十子	第九子	第八子	第七子	出生別員數	百分率	
三二九	一二	二四一	二	一	五	八	二・四三%		
一〇〇・〇〇%	三・六五%	七三・二五%	〇・六一%	〇・三〇%	一・五二%	二・四三%			

九、入院時智能年齢と生活年齢との比較

計	二十歳	十九歳	十八歳	十七歳	十六歳	十五歳	十四歳	十三歳	十二歳	十一歳	智能年齢	
											生活年齢	六歳
一				一							六歳	七歳
三一			一			一					七歳	八歳
一四			三	二	三	四	一			一	八歳	九歳
四三	一	一	四	八	一四	一二		一	二		九歳	一〇歳
六五		二	一三	一五	一四	一九	一	一			一〇歳	一一歳
二九	一	一	八	八	八	三					一一歳	一二歳
三八			八	一一	一二	七					一二歳	一三歳
二三		一	九	四	八		一				一三歳	一四歳
三七		一	九	九	九	七	二				一四歳	一五歳
三二		三	五	一〇	一二	一		一			一五歳	以上
三六		一	五	一〇	六	四					以上	未診査
八		一	四	三							未診査	計
八三二九	二	一一	七九	八一	八六	五八	五	四	二	一	計	



一〇、入院時智能年齢と生活年齢との比較圖表……………	三	二六、轉職度數……………	八七
一一、入院時學力檢定と入院前就學程度との關係……………	三三	二七、精神薄弱者個性表……………	六―八九
一二、半途退學の理由調査……………	二四	二八、遺傳關係調査……………	三二
一三、入院前の職業……………	二七	二九、遺傳負因と血族調査……………	三三
一四、入院時の境遇……………	二八	三〇、精神狀態調査……………	三四
一五、不其行爲初發時より入院に至る迄の期間……………	一九	三一、体格に關する調査……………	三五
一六、性的關係及其他の惡癖……………	三三	三二、榮養に關する調査……………	二六
一七、犯罪地分布狀態と罪質……………	三三	三三、入院時帶患者表……………	二六
一八、保護團體及感化院を經由せる回数……………	二六	三四、豫後に關する調査……………	二八
一九、逃走に關する調査……………	二六	三五、變質徵候調査……………	三〇
二〇、收容者成績一覽表……………	三〇	三六、身長表……………	三三
二一、學科時間表……………	三〇	三七、胸圍表……………	三三
二二、智能に關する調査及圖表……………	三〇	三八、體重表……………	三四
二三、不良行爲初發年齢と罪質……………	三〇	三九、頭圍表……………	三四
二四、年齢と罪質との關係……………	三〇	四〇、頭型表……………	三五
二五、智能と罪質との關係……………	三二	四一、齒科に關する調査……………	三七
		四二、顎形に關する調査……………	三〇

昭和四年五月

# 浪速少年院要覽



一〇、入院時智能年齢と生活年齢との比較圖表……………	二二	二六、轉職度數……………	八七
一一、入院時學力檢定と入院前就學程度との關係……………	二三	二七、精神薄弱者個性表……………	八八
一二、半途退學の理由調査……………	二四	二八、遺傳關係調査……………	二二
一三、入院前の職業……………	二七	二九、遺傳負因と血族調査……………	二二
一四、入院時の境遇……………	二八	三〇、精神狀態調査……………	二四
一五、不良行為初發時より入院に至る迄の期間……………	二九	三一、体格に關する調査……………	二五
一六、性的關係及其他の惡癖……………	三〇	三二、榮養に關する調査……………	二六
一七、犯罪地分布狀態と罪質……………	三三	三三、入院時帶患者表……………	二六
一八、保護團體及感化院を經由せる回数……………	三六	三四、豫後に關する調査……………	二八
一九、逃走に關する調査……………	三六	三五、變質徵候調査……………	三〇
二〇、收容者成績一覽表……………	三〇	三六、身長表……………	三三
二一、學科時間表……………	三五	三七、胸圍表……………	三三
二二、智能に關する調査及圖表……………	三五	三八、體重表……………	三四
二三、不良行為初發年齢と罪質……………	三〇	三九、頭圍表……………	三四
二四、年齢と罪質との關係……………	三〇	四〇、頭型表……………	二五
二五、智能と罪質との關係……………	七一	四一、齒科に關する調査……………	三七
		四二、顎形に關する調査……………	三〇

昭和四年五月

# 浪速少年院要覽



## 浪速少年院要覽

### 一、所在地

本院は大阪府三島郡春日村の西方千里山の丘上に在り、地幽寂にして花木清秀、東南は攝河の平野を隔て、生駒、金剛の翠巒に對す。東海道線茨木驛を距る西北二十三丁。(大阪市を距る五里余)

### 二、沿革

大正十一年四月十七日少年法(法律第四十二號)及矯正院法(法律第四十三號)公布せられ東京、大阪の兩地に少年審判所及矯正院を設立することとなり、大阪に在りては同十一年十二月十八日府下三島郡春日村に地を相し本院の創立を見るに至り之を浪速少年院と命せらる。大正十一年十二月第一期建築工事に着手し同十二年八月三十一日完成す。同十二年一月一日院長以下職員の任命を見る。同年十一月六日始めて少年を收容す。同十四年八月第二期増築工事の工を起し學寮、家族寮、洗心寮、食堂、浴室、病室及心理研究室等を建築し同十五年八月三十一日竣工す。昭和二年八月地を大阪市北區若松町大阪少年審判所隣接地にトし本院出張所新設の工を起し、同年十二月十五日竣工、假委託生を收容す。

### 三、目的

本院は矯正院法第一條に依る少年を收容し其薫化教養を掌るを目的とす。

矯正院法第一條矯正院ハ少年審判所ヨリ送致シタル者及民法第八百八十二條ノ規定ニ依リ入院ノ許可アリタル者ヲ收容スル所トス







### 九、教育施設

#### 一、寮舎教育

洗心寮 新に入院する者ある時は先づ之を洗心寮に收容し所定の制服を着用せしめ、本院教養の趣旨を諭示し、一室に静坐して深省を發せしむるに努め、其間心身の診査、性行境遇の調査、學力技能の檢定等を行ひ諸般の考査終了の後、之を學寮に轉せしむ。

學寮 學寮は七棟(東三棟、西四棟)より成り、年齢性行其他により先づ之を東西第一學寮の一に居らしめ成績の向上を俟つて累進して第二乃至第四學寮に移つらしむ。

學寮内に在りては特に嚴格なる規律の下に日夕の行事を習熟せしめ克己復禮の良習慣を養成するに努めしむ。各學寮には又寮長副寮長各一名を置き能く本院教養の精神を體得して寮内綱紀の伸張を圖ると共に院生相互提撕誘掖して修養の事に當り以て堅實なる寮風の樹立に努めしむ。

家族寮 家族寮は六棟八戸より成る。入院後既に數ヶ月を閲し成績優良なる者を選びて之を家族寮に收容し、職員家族と起居寢食を共にせしめ、肅然たる和氣の裡に更らに其性情を陶冶し、社會生活の規範に順應するの素養を習得せしむ。

#### 二、學科教育

入院時智能及學力を檢定し、尋常高等小學校及中學初等科に準じたる學科を授け、智能の啓發と徳性の涵養とに資せしむ。又精神薄弱者の爲めに特殊學級を設く。

### 三、實科教育

實科は之を園藝、木工、縫工、藤工及印刷の五科に分ち學科教育と相俟つて少年の反社會性を陶冶し兼ねて生活に必要な實業を習得せしめんことを期す。新入院生は先づ之を園藝科に編入し圃場に於て勞作に従事せしむ。是れ土に親しむは人間自然の性能にして、清新なる大氣と豊富なる陽光の下に勞務に従事するは少年の性能を陶冶薰育するに最適のものあるを以てなり。居ること兩三ヶ月にして其適性を考査して諸他の實業教育を授く。

### 四、娛樂的施設

荒廢せる少年の心情を融和薰陶せんが爲めに本院は音樂、繪畫、遊戲、競技其他各般の美育的施設を完備して情操教育を振作せんことを期せり。

### 十、醫務施設一班

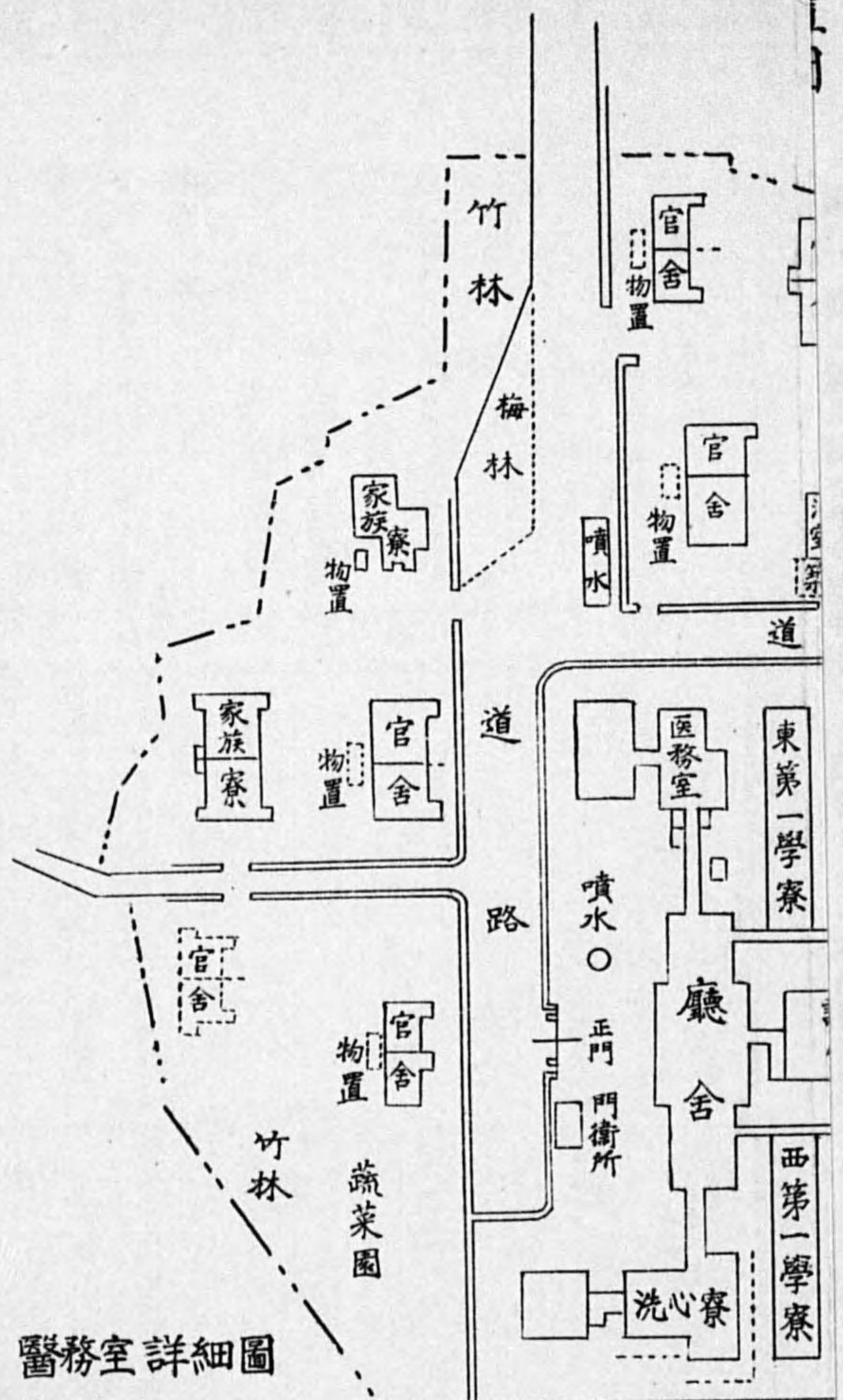
土地高燥にして風光明媚、氣を養ひ神を怡はしむるの勝地なりと雖ども、院生中には心身共に薄弱又は異常なる者頗ぶる多きが故に、精神の診査並に保健衛生に關する施設は努めて之が完備を期し、精神科及内科專攻の醫官各一名ありて鑑査及診療を掌り、教育諸般の施設と相俟つて身心の改造、性格薰化の事に當る、醫務室は二棟より成り醫官室、診察室、調劑室、手術室、齒科室、眼科及寫眞暗室、心理研究室、病室、浴室及看護人室等を有す。



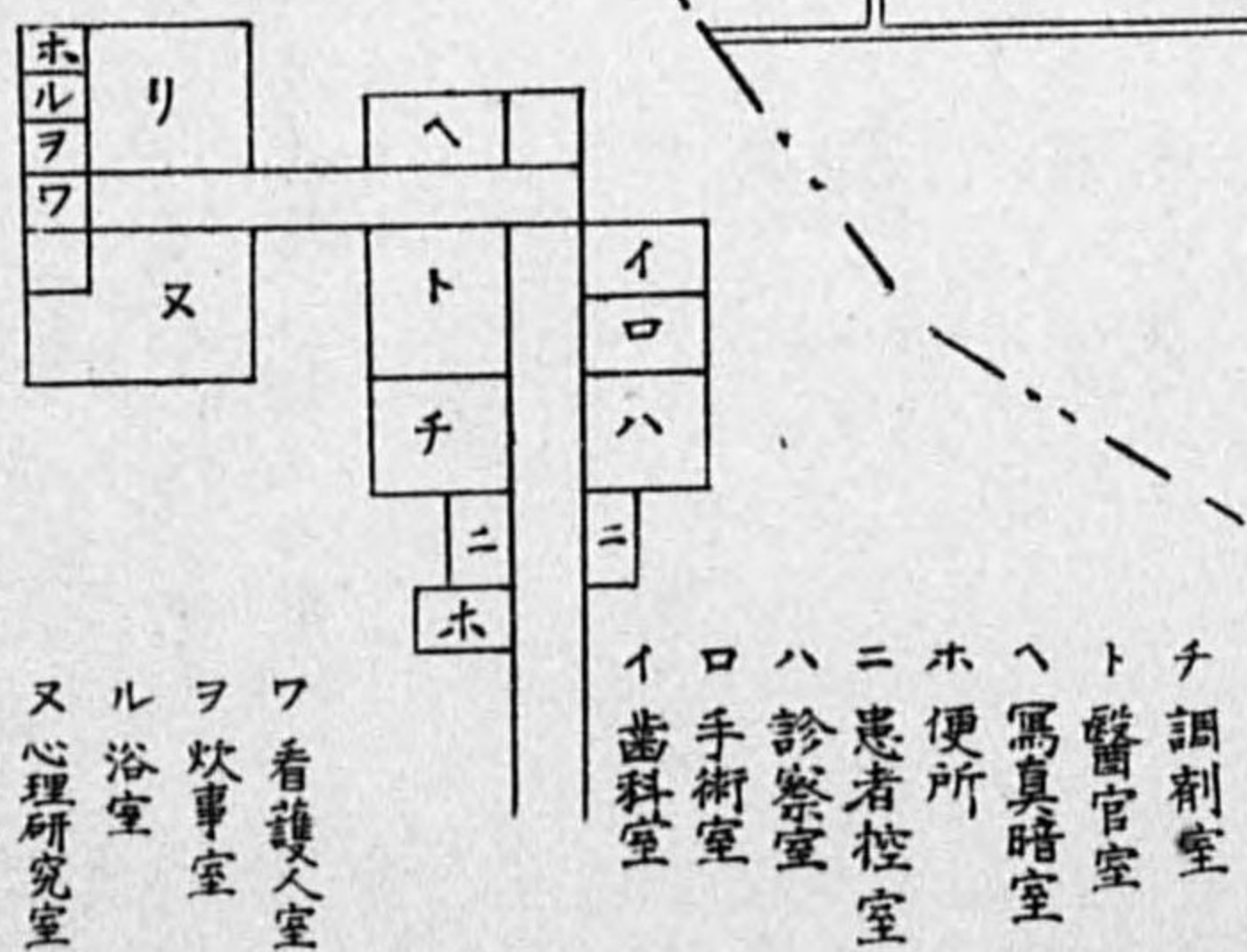
十一、心性考査

特に心理學の見地より、推理、記憶、想像、學習、注意等の一般素質を探究し、保護教育の基礎概念を確立すると共に、適性検査を施行し以て各性能に適應する職業を甄別し將來社會人としての生活の指導に努む心理研究室備付の検査用器具の重なるもの左の如し。

- 一、力量調節検査器
- 二、運動速度検査器
- 三、學習力検査器
- 四、作業速度検査器
- 五、握力計
- 六、構成力検査器
- 七、記憶力検査器
- 八、光度辨別検査器
- 九、空間辨別検査器
- 十、聴力検査器
- 十一、注意力検査器
- 十二、共應動作検査器
- 十三、刺戟反應裝置
- 十四、指頭安定測定器
- 十五、直立安定度器
- 十六、肺活計
- 十七、計算尺
- 十八、運動度記憶検査器
- 十九、一般智能検査用紙
- 二十、色盲表、視力表
- 二一、メトロノーム
- 二二、ストップブウォッチ



醫務室詳細圖









矯正院法

法律第四十三號

大正十一年四月十七日

- 第一條 矯正院ハ少年審判所ヨリ送致シタル者及民法第八百八十二條ノ規定ニ依リ入院ノ許可アリタル者ヲ收容スル所トス
- 第二條 矯正院ニ收容シタル者ノ在院ハ二十三歳ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第三條 矯正院ニハ特ニ區劃シタル場所ヲ設ケ少年審判所、裁判所又ハ豫審判事ヨリ假ニ委託シタル者ヲ置ク
- 第四條 矯正院ハ收容スヘキ者ノ男女ノ別ニ從ヒ之ヲ設ク
- 第五條 十六歳ニ滿タサル者ト十六歳以上ノ者トハ分界ヲ設ケタル場所ニ各別ニ之ヲ收容ス
- 第六條 矯正院ハ之ヲ國立トス
- 第七條 矯正院ハ司法大臣ノ管理ニ屬ス
- 第八條 司法大臣ハ少クトモ六月毎ニ一回官吏ヲシテ矯正院ヲ巡察セシムヘシ  
少年審判官ハ隨時矯正院ヲ巡視スヘシ
- 第九條 在院者ニハ其性格ヲ矯正スル爲メ嚴格ナル紀律ノ下ニ教養ヲ施シ其生活ニ必要ナル實業ヲ練習セシム
- 第十條 矯正院ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ在院者ヲ懲戒スルコトヲ得
- 第十一條 矯正院ノ長ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ少年審判所ノ許可ヲ受ケ未成年ノ在



院者及ヒ假退院者ノ爲メ親權者又ハ後見人ノ職務ニ屬スル行爲ヲ爲ス事ヲ得

第十二條 矯正院ノ長少年審判所ヨリ送致シタル在院者ニ對シ執行ノ目的ヲ達シタリト認ムルトキハ

少年審判所ノ許可ヲ受ケ之ヲシテ退院セシムヘシ

第十三條 矯正院ノ長ハ少年審判所ヨリ送致シタル在院者ニシテ收容後六月ヲ經過シタル者ニ對シ少

年審判所ノ許可ヲ受ケ條件ヲ指定シテ假ニ退院ヲ許スコトヲ得 假退院ヲ許サレタル者ハ

假退院ノ期間内少年保護司ノ觀察ニ附ス

第十四條 假退院者指定ノ條件ニ違背シタルトキハ矯正院ノ長ハ少年審判所ノ許可ヲ受ケ假退院ヲ取

消スコトヲ得

第十五條 在院者又ハ假退院者逃走シタルトキハ少年審判所及矯正院ノ職員ハ之ヲ逮捕スルコトヲ得

第十六條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外在院者ノ處遇ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

矯正院ノ長ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ在院者ノ處遇ニ關スル細則ヲ定ムヘシ

第十七條 前二條ノ規定ハ少年審判所、裁判所又ハ豫審判事ヨリ假ニ委託シタルモノニ付之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正十一年十一月九日勅令第四百八十七號ヲ以テ大正十二年一月一日ヨリ施行ス

矯正院處遇規定

司法省令第三十四號  
大正十一年十二月十八日

第一章 收容

第一條 少年ノ收容ハ當該官廳ノ送致書、委託書又ハ入院許可ノ裁判書ニ依ル

第二條 少年ヲ收容シタルトキハ送致又ハ委託ヲ爲シタル官廳ニ通知スベシ

第三條 入院者ニ付テハ各別ニ少年簿ヲ作り之ニ必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第四條 院長ハ入院者ニ對シ遵守事項及心得事項ヲ説示スヘシ

第五條 入院者ニ付テハ其ノ性行境遇經歷學術技藝ノ程度心身ノ狀況等身上ニ關スル事情

ヲ精査シ其ノ結界ニ基キ居室及修習スヘキ學科實科ノ種類程度ヲ定ムヘシ

第六條 在院者ノ處遇ニ關シ必要ナル取調ヲ爲スニ付テハ少年審判所ニ補助ヲ求ムルコトヲ得

第二章 教導

第七條 院長ハ中學校及實業學校程度以下ノ學校ニ準シ課程及教科目ヲ定メ且教科用圖書ヲ選定シ

司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 院長ハ在院者ノ矯正ニ有益ナリト認ムルモノニ限り教科外ノ圖書ヲ閱讀セシムルコトヲ得

第九條 休日ニハ在院者ヲ休養セシメ適當ト認ムル方法ニ依リ其ノ心身ノ修養、鍛練ニカムヘシ

第十條 祖父母又ハ父母病篤キトキハ在院者ヲシテ往訪セシムルコトヲ得

第十一條 祖父母又ハ父母死亡シタルトキハ三日間謹慎セシメ適當ト認ムル方法ニ依リ祭祀ヲ行ハシ

矯正院處遇規定



ムルコトヲ得父母ノ祭日亦同シ

第十二條

一月一日紀元節及天長節祝日ニハ在院者ヲ參集セシメ左ノ順序ニ從ヒ式ヲ舉クヘシ

一、職員及在院者「君カ代」ヲ合唱ス

一、院長教育ニ關スル勅語ヲ奉讀シ其ノ義ヲ衍フ

一、職員及在院者祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

第十三條

院長ハ學科及實科ノ成績證明書ヲ授與スルコトヲ得

第三章 賞罰

第十四條

院長ハ在院者ノ成績ニ鑑ミ左ニ掲クル等級ノ褒賞ヲ與フルコトヲ得

一、褒 狀

二、賞 與

三、賞 票

院長ハ賞票ニ付更ニ種別ヲ設クルコトヲ得

第十五條

院長ハ成績特ニ優良ナル在院者ニ對シ左ニ掲クル殊遇ヲ與フルコトヲ得

一、特ニ設ケタル居室、器具其他ノ設備ノ使用

一、組長其他名譽トスル地位ノ授與

一、定時又ハ臨時ノ外出

第十六條

在院者紀律ニ違背シタルトキハ院長ハ情狀ニ依リ左ニ掲クル懲戒ヲ行フコトヲ得

一、譴 責

一、褒賞ノ剝奪

一、端 座

一、直 立

一、屏 居

前項ノ懲戒ニ依リテハ其ノ目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ體罰ヲ行フコトヲ得

第十七條

懲戒ハ在院者ノ心身ノ狀況ニ注意シテ之ヲ行フヘシ

第四章 給養

第十八條

在院者ニハ衣類、寢具、學用品及雜品ヲ交付ス

第十九條

院長ハ在院者一人ニ對シ貸與又ハ給與スヘキ物品ノ種目、員數及使用期間ヲ定メ司法大臣

ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條

貸與品又ハ給與品ニ付テハ其ノ區別ニ從ヒ貸與品簿又ハ給與品簿ニ必要ナル事項ヲ記載ス

ヘシ

第二十一條

在院者ノ食物ハ之ヲ給與ス

院長ハ主食物ノ種類及分量ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

副食物ハ每週獻立表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第二十二條

大祭日祝日其他院長適當ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス特別ノ食物ヲ給與スルコトヲ

矯正院處遇規定



得

第二三條 自辨品ハ在院者ノ紀律、衛生ニ害ナキ限り其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得

第五章 衛生及診療

第二四條 疾病其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ヲ除クノ外入院者ヲ入浴セシメ健康診断ヲ行フヘシ

第二五條 居室衣類寢具等ハ在院者ヲシテ之ヲ整頓セシムヘシ

第二六條 在院者ニハ院長ノ定ムル所ニ依リ理髮及入浴ヲ爲サシムヘシ

第二七條 春秋二回在院者ノ體格検査ヲ行ヒ必要アルトキハ臨時健康診断ヲ行フヘシ

第二八條 傳染病發生シ又ハ發生ノ虞アルトキハ其ノ豫防ヲ嚴ニシテ應急適切ナル處置ヲ爲スヘシ

第二九條 傳染病發生シタルトキハ直ニ其ノ狀況ヲ司法大臣ニ申報スヘシ

第三十條 在院者ニハ疾病豫防ノ爲メ必要ナル醫術ヲ行フヘシ

第三一條 在院者重病ニ罹リタルトキハ直ニ其ノ旨委託ヲ爲シタル官廳、親權者、後見人、戸主其他ノ保護者ニ通知スヘシ

第六章 面會及通信

第三二條 在院者ハ院長ノ許可ヲ受ケ面會又ハ通信ヲ爲スコトヲ得

第三三條 面會ハ應接室ニ於テ之レヲ爲サシムヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ他ノ場所ニ於テ之レヲ爲サシムルコトヲ得

第七章 領置

第三四條 院長ハ在院者ノ所有品ヲ領置シ適當ト認ムルトキハ之ヲ其ノ親權者若クハ後見人ニ交付シ

又ハ本人ヲシテ賣却其他ノ處分ヲ爲サシムルコトヲ得

領置スヘキ物品ハ本人立會ノ上其種目及員數ヲ點檢シ領置品簿ニ必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第三五條 在院者所有ノ金錢ハ本人立會ノ上其ノ金額ヲ計算シ本人ノ名ニ於テ郵便貯金ノ手續ヲ爲シ

其通帳ハ院長之ヲ保管シ領置金簿ニ必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第三六條 在院者ニ寄贈ノ由出ヲ爲ス者アルトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第三七條 領置ノ金品ハ退院又ハ假退院其他領置ノ必要ナキニ至リタルトキハ之ヲ還付スヘシ但シ在

院中ト雖モ必要アリト認ムルトキハ之ヲ在院者ニ交付スルコトヲ得

第八章 退院及假退院

第三八條 院長在院者ノ退院ノ許可ヲ求ムルニハ在院中ニ於ケル行狀及學科實科ノ成績ヲ表示シテ之ヲ爲スヘシ

第三九條 在院者ノ假退院ノ許可ヲ求ムルニハ前條ニ定ムル事項ノ外假退院後遵守スヘキ條件及保護ヲ引受クヘキ適當ノ者アルトキハ其ノ氏名住居職業假退院者トノ關係、保護ヲ引受クヘキ適當ノ者無キ時ハ其ノ事由ヲ表示スヘシ

第四十條 假退院ノ許可アリタルトキハ直ニ假退院ノ日時ヲ定メ保護ヲ引受クヘキ者及住居ノ地ヲ管



- 第卅一條 轉スル少年審判所ニ通知スヘシ
- 第卅二條 住居ノ地ヲ管轄スル少年審判所ハ觀察ヲ爲スヘキ少年保護司ヲ定メテ矯正院ニ通知スヘシ
- 第卅三條 院長ハ假退院ヲ許スモノニ假退院證ヲ授與シ遵守スヘキ條件ニ付說示シ保護ヲ引受クヘキ者又ハ少年保護司ニ引渡スヘシ
- 第卅四條 前條ノ引受ヲ爲シタルトキハ院長ハ之ヲ司法大臣ニ申報シ假退院ヲ許可シタル少年審判所ニ通知スヘシ
- 第卅五條 假退院者住居ニ到達シタルトキハ其ノ引渡シヲ受ケタル保護者ハ少年保護司ニ届出テ少年保護司ハ矯正院ニ通知スヘシ
- 第卅六條 少年審判所少年保護司ノ申出ニ依リ假退院者ノ行狀其他ノ事由ニ依リ指定ノ條件ヲ變更スヘキ必要アリト認ムルトキハ其ノ條件ヲ變更スルコトヲ得
- 第卅七條 少年審判所假退院者ニ指定シタル條件ヲ變更シタルトキハ之ヲ矯正院ニ通知シ且新ナル條件ヲ文書ニ記載シ少年保護司ヲシテ假退院者ニ交付セシムヘシ
- 第卅八條 少年保護司ハ條件ノ變更ニ付必要ナル說示ヲ爲スヘシ
- 第卅九條 院長假退院ヲ取消シタルトキハ之ヲ少年保護司ニ通知スヘシ
- 第四十條 少年保護司前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ入院ノ手續ヲ爲シ假退院證及前條ノ文書ヲ還納セシムヘシ
- 第四十一條 假退院者逃走又ハ死亡シタルトキハ保護ヲ引受ケタル者ハ直ニ少年保護司ニ届出ツヘシ其

- ノ軍人軍屬ト爲リタルトキ亦同シ
- 第四九條 少年保護司假退院者ノ逃走若クハ死亡シタルコト又ハ軍人軍屬ト爲リタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク矯正院ニ通知スヘシ
- 第五十條 退院又ハ假退院ヲ爲ス者ニハ事情ニ依リ貸與品ノ全部又ハ一部ヲ給與シ且歸住旅費又ハ相當ノ衣類ヲ給與スルコトヲ得
- 第五十一條 在院者ニ付キ處分ノ取消又ハ變更アリタルトキハ前條ノ規定ニ準シ其ノ取扱ヲ爲スヘシ處分ノ効力ヲ失ヒタルトキ亦同シ
- 第九章 逃走及死亡
- 第五十二條 在院者逃走又ハ死亡シタルトキハ院長ハ直ニ之ヲ司法大臣ニ申報シ送致又ハ委託ヲ爲シタル官廳ニ通知スヘシ逃走者再ヒ入院スルトキ亦同シ
- 第五十三條 在院者死亡シタルトキハ院長ハ死體ノ檢視其他必要ナル處置ヲ爲スヘシ
- 第五十四條 院長ハ病名、死因及死亡ノ日時ヲ速カニ親權者後見人戸主其他ノ保護者ニ通知シ死體ヲ引取ラシムヘシ
- 第五十五條 死體ノ引取人ナキトキハ院長ハ成規ノ手續ニ依リ之ヲ假葬シ死者ノ氏名及死亡ノ年月日ヲ記シタル墓標ヲ立ツヘシ

附 則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

矯正院處遇規定



昭和四年五月二十日印刷  
昭和四年五月三十一日發行 (非賣品)

大阪府三島郡春日村四〇五番地

編發 浪速少年院

輯行 者兼

右代表者 小川 恂 臧

大阪府西淀川區浦江北三丁目三九

印刷者 青山 重 清

大阪府西淀川區浦江北三丁目三九

印刷所 青山印刷所



298  
19



終

